

第五十一回国会 法務委員会 議 録 第二十六号

昭和四十一年四月十四日(木曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 坂本 泰良君

理事 鍛冶 良作君

理事 佐伯 宗義君

理事 濱野 清吾君

理事 神近 市子君

理事 西村 関一君

理事 横山 利秋君

出席政府委員

法務大臣 石井光次郎君

法務政務次官 山本 利壽君

検事 (民事局長) 新谷 正夫君

検事 (刑事局長) 津田 實君

委員外の出席者

大蔵事務官 加治木俊道君

(大臣官房財務調査官) 高橋 勝好君

専門 員

委員松井誠君が退職された。

同日

委員青木正君が死去された。

同日

委員山本幸一君辞任につき、その補欠として松井誠君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員早川崇君、神近市子君及び山口シヅエ君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君、小林進君及び山口シヅエ君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員松井誠君が退職された。

同日

委員早川崇君、神近市子君及び山口シヅエ君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君、小林進君及び山口シヅエ君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員松井誠君が退職された。

同日

委員早川崇君、神近市子君及び山口シヅエ君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君、小林進君及び山口シヅエ君が議長の名で委員に選任された。

君及び西村関一君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員鍛冶良作君、小林進君及び西村関一君辞任につき、その補欠として早川崇君、稲村隆一君及び山口シヅエ君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員稲村隆一君辞任につき、その補欠として神近市子君が議長の名で委員に選任された。

不起訴になったのか、まことにこれは県民はもちろん、政界はもちろん、全国民があれほど大騒動になりました新湯の問題について不起訴になったという事については、全く解釈に苦しんでおる次第であります。その不起訴になりました理由をまず詳細に承りたいと思います。

○石井国務大臣

ただいま横山さんからお話がありましたとおりのことを私はお答え申し上げました。そしてそのとおりに行なわれたと信じておるわけでございます。ただいまのお尋ねの、どういふふうにしてそういう決定をしたかという問題につきましましては、この事件が選挙運動報酬の授受で行なわれたものと断定することは、この金の授受を決定するには証拠が不十分であり、そして公訴を提起してこれを維持するに足るだけの証拠がないとの結論に達したのでございます。そういういたしまして、嫌疑不十分という理由で不起訴処分にしたのでございます。これが今度の事件の始末でございます。これがどういふわけでそういうふうにしたかということのお話は、できるだけ範囲のことをひとつ刑事局長から申し上げます。

○津田政府委員

本件につきましては、御承知のとおり、ある程度公知の事実とされる部分もございまして、したがって、本来不起訴理由につきましましては、もちろん理由そのものの、嫌疑不十分であるということは公表もいたし、御説明を申し上げるわけでありまして、内容の詳細については御説明を申し上げることは、通常の事件については差し控えておるわけでありまして、本件はさような経緯にありまして、できるだけ可能な限り詳しくこの内容を御説明いたします。

まず、本件の被疑事実として検察庁が考えておりますのは、もちろんこれは容疑事実でございますが、それ以外に被疑事実として考えた事実は一応申し上げますと、その要旨は、被疑者塚田は昭和三十六年十二月に新潟県知事になり、昭和四十一年十一月十四日施行の同県知事選挙に当選し、昭和四十一年三月二十八日辞任いたしましたのでありますが、その余の被疑者らは、いずれも自民党所属の同県県議員であつたわけでありまして、

そこで、被疑者塚田は昭和四十一年十一月の選挙におきまして、自己の当選を得る目的をもって立候補届け出前である同年七月十七日から同年八月下旬ごろまでの間に四十二名の者に対しまして、これは県会議員でありまして、自己に有利な選挙運動を依頼する趣旨のもとに、その報酬として各現金二十万円を供与、被疑者鈴木太吉外四十一名、合計四十二名は被疑者塚田から前同趣旨のもとに金員の供与するものであることの情を知りながら、各現金二十万円の供与を受けた、こういう事実を被疑事実として捜査をいたしましたのであります。

そこで不起訴の理由に入るわけでありまして、本件は自民党系の県会議員の飯塚宗久ら九名が昭和四十一年十一月十四日の新潟県知事選挙を目前にいたしまして、同年十月二十日前新潟県知事塚田からかねて中元として受け取った現金二十万円について、時期的に選挙に関連し疑惑を招くおそれがあるということといたしまして、同知事に返金をいたし、直ちにその旨を新聞発表したのであります。次いで社会党新潟県本部執行委員長長杉山善太郎が被疑者塚田を被告といたしまして告発に及ぶとともに、直ちにその旨を新聞発表を行なつた。かようなことから端を発した事件であります。したがって、本件の捜査に着手する前からすでに本件内容がある程度世上に喧伝されておりました。半ば公然の事実となつたために、本件の関係者のうちには、これを政治的に利用しようとするものもありましたし、またしたがって、自然そのものの供述にも事実を秘匿、歪曲し

たところもあり、また誇張する疑いのある者もありまして、事案の真相の把握はきわめて困難であつたわけである。それで検察庁といたしましては、自民党系議員全員について取り調べを進めるとともに、県会議員数名並びに自民党県連事務局員らを逮捕、拘留して取り調べましたほか、県庁知事室等十数カ所の押収、搜索を実施するなど鋭意真相の糾明につとめたわけでありました。

〔発言する者多し〕

○大久保委員長 静粛に願います。

○津田政府委員 そこで被疑者塚田が、先ほど申し上げました四十二名に対して、それぞれ現金二十万円を増与または提供した事実につきましては、これは関係者の供述によつて明白なところと検察庁は判断しております。しかしながらこの提供、贈与いたしました趣旨につきましましては、いろいろの主張があるわけでありまして、そこで、その大体的主張と目されるものは、塚田知事は知事選挙では独走的態勢にあつたので、知事選挙目あての運動報酬などを出す必要はなく、またその意思もなかった。あくまでも党公認で当選した党人知事として、党活動を通じて県政に協力してくれた個々の県会議員に対して、任期満了を間近に控えて中元の機会に四年間の締めくくりをつける意味において、党の慣例に従つて党人たる県会議員に贈与したものであるという主張が行なわれております。そこで、これらの弁解は当然厳密に検討する必要があるわけでありまして、これを積極、消極面において検討いたしましたわけでありまして。

まず、これに関連のある問題としては、これは比較的簡単な事柄であります。まず塚田自身の立候補の決意の点であります。この点はもちろん詳細を取り調べておりますが、すでに昭和三十六年に知事に当選した当時、再選挙を期していたということは諸般の事情より明白であり、また昭和四十一年一月の定例年頭記者会見におきまして、現役のまま再出馬するということを表明しており、また七月初旬ころには県連幹事長に對しま

して、その公認の手續を依頼しておるといふような事実があるようでありまして、この点から立候補の決意のあることはもちろん間違ひはないところと云えるのであります。

そこで、先ほど申しました、いわゆる塚田関係の主張といたしまして、塚田知事の再選についての独走態勢にあつたかどうかという点であります。が、当時県会をめぐります諸情勢を見ますに、七月九日から二十四日まで開会されました定例県議会では、与野党の県会議員が近く行なわれる知事選挙を控えまして、塚田知事の再選をめぐつていろいろないわゆる攻防戦というふうなものが展開されたものと見ております。しかし、社会党は昨年七月上旬ころから吉浦副知事に対して知事選挙への立候補を促し、一方自民党国会議員の一部にも同調者があつたために、七月中旬ころには吉浦も立候補するのではないかとこの風評が県会の内外に流れてまいりました。これが被疑者塚田の耳にも入つてゐることはおよそ推測されるところでございます。その後八月一日に至りまして社会党県本部は吉浦を推薦する旨の新聞発表を行ないまして、続いて同月十日、吉浦は党本部に受諾の意思を表明し、翌十一日吉浦もみづから立候補の意図を正式に表明するという経過をたどつたことは明らかであります。以上のような県議会内外における動向によりまして、被疑者の独走態勢が七月中旬ころから動揺し始めた状況が推測されるのであります。本件の金員贈与は選挙を目標にして行なわれたかどうか、この点が非常に問題になつてゐる点の一つであります。

そこで、この点につきましましてはいろいろの見方がありますが、塚田自身の主観的な考え方はどうであるかということでありまして、昭和三十六年当選以来、塚田自身は、みづから県政に相当実績をあげたといふふうに判断しておるようでありまして、保守系から対立候補があらわれず独走態勢が続くものとの確信を強めておつたようでありまして。そこで七月中旬から吉浦立候補の風評が流れて動揺し始めた点に關しましては、本人は

いかに考えていたかということが問題になるわけですが、しかしながら、本人といたしましては、自己の県政に対する実績から、再選につきましましては絶対の自信を持つており、現に自己の直屬の部下である吉浦副知事が、知事選挙に関する限りまさか出馬することはあるまいと判断しております。し、吉浦副知事の接触のあるそれぞれの方面においても、吉浦副知事の立候補には必ずしも賛成でないという空気を察知してゐたものと見ております。

一方、この点に關しまして、吉浦自身は七月初旬から社会党より立候補を促された事実、漸次立候補の決意を固めておつた事実は推測されるのであります。が、相手方に吉浦自身が決意を表明したような事実は當時はなかつた。それで、八月五日日活国際会館における会合——これは与野党の国會議員団の会合でありまして、その席における立候補要請に對しても確答を与えなかつたというふうな事実が認められるのであります。その後吉浦は、八月九日、いろいろの各方面に相談いたしました結果、同月十一日立候補の声明をしたといふことはすでに申し上げたとおりであります。そこで、さらにこの關係におきまして吉浦立候補をあるいはとどめようとするような動きも県会あるいは県会付近にあつたようであります。

なお、塚田自身は、吉浦が七月二十日自治省参事官に任じられ、二十九日に赴任し、八月十一日に正式立候補を声明するまでその地位にとどまつておつた事実というものを認識しておるようでありまして、これらの点を考えますと、塚田独走態勢を信じておつた塚田が、吉浦立候補があつても問題になつた、あるいは立候補はないものと考えておつたといふことは、この塚田自身の主張は、必ずしもこれを排斥することがむづかしいのであります。本件に關して、四十二件中四件を除きまして、この八月九日以前に授受されたことは明らか事実であります。

○大久保委員長 お静かに願います。

○津田政府委員 そこで、次に現金供与の態様について考えてみますと、被疑者塚田は、新潟県知事就任以来、県費で支出する儀礼的なせんべつなどは別といたしまして、多数の県会議員に、一律に現金を中元、歳暮として贈つたといふ事実はないのであります。しかしながら、本件現金供与につきましましては、相手方を知事公舎または知事室等と呼び、手軽にハトロン封筒に入れた現金を手渡す方法をとつてゐることは、通常の儀礼的な中元としましてはいささか異例と見られるのであります。その反面、塚田自身も、党活動に關する党人同士の贈答であつたので、きわめて気軽な気持ちで手渡しをしたと推測することもできるのであります。

また、かりに選挙目的があつたとしましても、塚田が自民党の県会議員全員に、一律に、半ば公然と、みづから直接渡したといふことは、これは選挙経験の豊富な者の所為としてはきわめて不自然でありまして、この供与の形態から見て、一がに選挙目的であつたと断することは困難であります。

次に、供与を受けた者について考えてみますと、供与を受けた者のうちの相当多数は、塚田知事の県政協力に對する謝礼の意味のほか、選挙の際の運動依頼でくれたものと思つたといふふうな供述しておる者もそれはございます。しかしながら、立候補をめぐる選挙の情勢を考えますと、これは選挙目的ではなかつたといふ、疑う余地はそれほど十分ある。そこで金員の授受に關する供述の信憑性等を検討いたしますと、これらの供述は取り調べの過程におきまして相当変遷があり、かつ主観的な推測を述べたものが多く、裏づける補強証拠はきわめて乏しいのであります。

元来本件金員の贈与は、被疑者塚田が、終始全く単独で行なつたものであり、その状況を判断する資料としては、塚田と各受供与者の供述以外には補強するものが存在しないのであります。塚田は、個々の県会議員に本件現金を贈与する際、お中元ですという程度のあいさつをし、また、これ

を受け取った議員も、深くその意味をせんなくせず、簡単に礼を述べただけであった。知事選挙のことに触れる話があったとか、選挙運動をする依頼があったとかいうような、それに関する言動があったというような証拠はほとんど存在しませんでした。本件証拠を判断いたしますと、その点はきわめて看過しがたいことでありまして、もし本件が選挙目的で授受されたのが真相であるとすれば、被疑者塚田とその余の四十二人という多人数の被疑者らの間で、知事選挙のことに触れた話題が出るのが自然だと思われるのに、さような話のあったことの証拠は見当たらないのであります。しかして一方、さきに述べましたように、受供与者と被疑者らが選挙運動の報酬を含めた趣旨であつた旨供述しているのは、前記のような立候補をめぐる選挙情勢などよりして、塚田知事の意思をそんたくした結果にすぎないと認められるのであります。いわば一方的な推測であり、これをもつて直ちに被疑者塚田の金員供与の趣旨を判断するきめ手にするには適切でないと考えられるのであります。

ことに本件は、冒頭に申し上げましたように、半ば事情が世間にかつてから捜査が始められましたので、受供与者の中でもことさら趣旨をあいまいにする者がある反面、その供述の中には誇張ないし粉飾があるのではないかと疑われる節が多々あるのであります。補強証拠の乏しいこれらの供述は、直ちにそのまま信用することは困難であります。

そこで、次に本件は党人同士の金員贈与であるかどうかという問題であります。

塚田の主張は、そういう趣旨に沿う主張になつておりますが、党人同士のこのような主張に金銭贈与が具体的に慣例があるかどうかという点は、きわめてこれをつまびらかにすることは困難であります。一般的に党人同士の交際を通じて選挙の際の陣中見舞い、地盤培養のための資金、あるいは益葬に必要な資金など、党人間において、ある程度の金銭の贈与が事実上行なわれてあ

ることはこれは想像にかたくないのであります。たとえばある県会議員は、塚田知事が党の親分として、自己の地盤培養のため、その配下にあるわれわれ党人議員に対し随時党活動資金を与えていたというような証拠もあるわけでありまして。したがって、本件の場合、このような党活動の一環という意味で金銭の授受が行なわれたという主張は、一がいには排斥することができないのであります。したがって、……

〔発言する者多し〕

○大久保委員長 静かに聞いてください。——静かに願います。

○津田政府委員 次に、本件の県政の謝礼であるという問題点であります。

被疑者塚田は、すでに申し述べましたように、本件金員は県政協力の謝礼を贈与したというような主張をいたしております。大部分の関係被疑者らもこれに照応する供述をしているのであります。県知事が県会議員に対して金銭を贈与する行為は、その趣旨いかんによりましては刑法上の贈収賄罪を構成することと考へられるわけでありまして。しかしながら被疑者は党人知事として、党活動を通じて県政に協力してもらつた謝礼として、慣例に従つて党人に贈与をしたという主張をいたして、これに反して述べました党人同士の間の関係の弁解と同一に帰するのであります。その弁解をくつがえすに足る証拠は存在しません。依然として党人知事が県政に関する党活動に対する謝礼の意味で、党や党活動の資金の意味で贈与したと解する余地が存在しているのであります。

また一面、かりにそれが党と無関係に県会議員に対して贈られたものとしたとしても、具体的に県会のかかる議事の運営に關していかなる協力をしたかは証拠上必ずしも明らかでありませう。県会議員のような広範な職務を有する者に対する贈収賄罪の趣旨としてはきわめて不明確であるというによりまして、この贈収賄罪について問擬することは困難であります。

以上申しましたように、塚田については種々の

観点からしきりに検討いたしました。が、本件金員の贈与は選挙運動の報酬の趣旨で行なわれたと疑う余地がないではありませんが、これを裏づける明確な証拠に乏しく、他面党人同士の一般党活動に關する金銭の贈与にすぎないとの弁解をくつがえすに足る確かな証拠もなく、とうてい公訴を維持するに足る証拠がないと判断するほかはなく、結局嫌疑不十分と認めるのが相当であると判断した結果であります。

供与者の塚田につきまして、以上のような関係で嫌疑不十分であります以上、供与を受けた者につきましては、その授受の個々の事情や金員の趣旨に対する認識のいかんを論ずるまでもなく嫌疑不十分と裁定せざるを得ないのであります。

以上をもちまして、本件の不起訴理由を御説明申し上げます。

○横山委員 私は、いまのその不起訴の理由を聞きました。全くこが国会であること、傍聴者諸君がおることが恥かしい。私自身がばかばかしい、腹が立つのであります。こういうことで不起訴になった。逆説的にいえば、独走態勢であるから金をやつてもいいんだ、それが一つの判断のめどになつておる。こんなばかげたことがあります。独走態勢を維持するためにやつたんで、相手候補が出ないよう、初めからシラミつぶしにぶそうとするために金を出したというところはわかり切つてゐる。あなたの言う独走態勢理論だとしたら、そうだ。こんなことなら、どこでも全部、独走態勢を維持するために金をばらまくことが許される。

それから、県政協力の謝礼だ、しかも慣例だといふんですね。そういうことが公然として行なわれていることを認めて、ああそれならいいと、こゝう言われる。それなら、総理大臣や、法務大臣や、あるいは県知事や、市長や、あるいは村長に至るまで全部やつてゐるのかごとき印象を与えらる。言語道断だと私は思う。てんとしてそのことについて、いまの不起訴理由には何ら恥ずることがないというふうな考えらしい。まことに私は、

これはもう法律以前の道義の問題としても、檢察陣は一体良心が麻痺してゐるのではないかと、みずから政治を正すべき責任のあることをてんとして考えていないのではないかと痛感をされる。

内容について私はいろいろ伺いたのであります。が、伺う前に、前提として、今日の檢察陣のあり方について、一々具体的な引用をもつて、法務大臣が十一時半でお帰りだそうでありますから、まず法務大臣に聞いてもらいたい。

第一の、岐阜の問題であります。岐阜の問題を私が言うわけには——時間がございませぬ。しかし、新潟にしろ岐阜のあの共済組合関係の問題にしろ、あるいは先般来、私が津田刑事局長にお話ししております宇都宮の飯塚事件に対する檢察陣のとりかたの態度にいたしまして、最近檢察陣は、事、政治的な問題になりまして、良心が麻痺してしまふのはあるまいか。新潟地検の諸君は、もしもこれが不起訴になるなら、もう自分たちは職に全責任を持つことができないとすら言つておつたものに対して、上から圧力で、しかも何とも話のしようもないようなこんなばかきな理由で不起訴にするというのは、私は言語道断だと思ふ。

この際、同僚の西村委員から、さらに具体的な檢察陣の非違行為につきまして発言を求められておりますから、いまの不起訴理由につきましては私はあとで質問することにいたしまして、西村委員の発言をひとつ許していただくようお願いいたします。

○大久保委員長 西村閣下一君。

○西村(関)委員 いま新潟の知事選挙のことが問題になつておりますが、私のところの四月五日付で投書が参つております。私はこういうものを本委員会が発表することを私はまだ残念に思うものであります。日本の檢察官は、国民の信頼が厚い。檢察官局だけは間違いないというふうな思われておるのであります。しかるに、こういうふうなことがもし事実であるといふとしますならば、私は非常に悲しむべきことだと思ふのでございま

す。これは党利党略のために私は申し上げ、お尋ねをするのではありません。一国民の代表として、国会議員として、これは捨ておくことはできないという見地に立つてお伺いするのでございます。ただ単なる投書であるならば、私はこれを国会にまで持ち出すことはいたしません。しかしここに証拠をもつて訴えてまいっております。これをあえて問題にしたいと思っております。これは仙台の高等検察庁において行なわれておる事実であるかのようにございます。「検察事務官の常習賭博を国会で取り上げてください」という表題でございます。以下これを読み上げてみます。

「犯罪者と戦う公務員として検察事務官が国民からの信頼と期待を持たれておられるにもかかわらず、現在部内にあっては全く綱紀粛正どころではない、昼休みになればレクリエーションに名をかりてかけマージャンにふける。負けた同僚は午後仕事も頭にくるからぼやつとなり、退庁時にはその負けを取り返さそうと憤怒して、血相を変えて退庁後の数時間、ときには酒を飲み飲み、マージャンで遊び暮らす。公務員の自覚を忘れたかのように、博徒にひとしいものがある。上司はこのことを知りつつも見て見ぬふりをし、定年退職まではわが身の安泰ばかりに気を向けて、部下のきげんをとりとり注意もしない。これでよいのだらうかとにかく昼休みに来て見てください。三階の廊下を歩いてみてください。がらがらの音が聞こえるはず。」この証拠はいまこで私はお見せしますが、これは三月三十日現在のものです。「彼らの弁解は、一時の娯楽に供するものをかけているというのだが、月給日にはそれそれ現金精算をしているのです。小生万一の投書者であることがわかった場合には首になるからこの書いたものは見せないでください。」こういう投書が私のところへ来ているのでございます。

この証拠は、私はよくわかりませんが、かけ

マージャンの点取り表のようであります。この破つたものをつないでみますと、どうやら勝つたものがだれ、負けた者がだれ、何ほ勝つた、何ほ負けた、こういう名前を明記いたしまして、しかも仙台高検の印刷のある用紙でこういうものをやつておる。これをつなげばわかるわけなんではあります。

私はこの投書を見まして、非常に心を痛めました。信頼を裏切られたという感じを受けたのであります。こういうことが許されていいのだろうか。ばく徒の常習賭博をあげるのにきゅうきゅうとして、部内のこういう常習賭博をほつたらかしておく。高検の検事長は一体何しているのだらうか。見て見ぬふりをしているというのであるならば、これは許されたいと思う。まず足元から清めてかかるというところを、犯罪者とまっ向から戦っていくところの、公正を期すべき法律の番人であるところの検察当局がこういうていたらくでは、一体国民の信頼をつなぐことができるとお考えでしょうか。私はこういうことをやっているから、仕事もろくろく手につかないと思う。まあこれには、検事がこれに加わつておるとは書いてございせんけれども、しかもこれは仙台高検だけの問題ではなくて、あなたの部下の役所においてこういうことが行なわれていないということは断言できないと思う。これは氷山の一角ではないかと思う。こういう綱紀が紊乱し、規律が弛緩しておる状態において、公正な検察行政ができるとお考えでしょうか。

委員長、私はこれを法務大臣にお見せしたいと思ひますが、お許しをいただきます。

○大久保委員長 どうぞ。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○大久保委員長 速記を始めて。

○西村(関)委員 そういう次第でございますから、この際法務大臣の御所信のほどを承つておきたいと思ひます。

○石井国務大臣 ただいま数字を書いたものを見

せていただきました。どういう関係でどういうことを書いてあるか私はわかりませんが、かけマージャンの数字だということでありまして、そうございましょう。そういうことがはたしてそういうところで行なわれておるものであるか、そういう投書でございましてからそういうことかとも思ふのでございますが、これはなほ調べるわけばかりでございまして、そういうことがかりに問題にされるというだけでは非常に気がつき兼ねてはならぬ問題でございまして。しかし、事実ありとすれば、これは厳重に取り締まらなければならぬ問題でございまして。ひいてこれが検察陣営の信用にかかわるというやうな問題になると問題でございまして。それだから、この問題につきましては非常に成心をいたさなければならぬ問題として、いまの問題は一応おしやつたことをお預かり申しておきます。

○西村(関)委員 私はいまの法務大臣の御答弁だけでは十分満足いたしません。いま申し上げましたように、これがたとえ検察庁の役所の外でやつておるものといひまして、これは問題であることは言うまでもございせん。しかも、役所の中でそういうことをやっているというところで、一体ばく徒の常習賭博をあげることができませんか。その点私はもう少し誠意のある御答弁をいただきたいと思ひます。

○石井国務大臣 その数字を見せたいだけであつて、どこで行なわれたというのを前提として御答弁するわけにもいかなないのでございまして。もしもそういうふうなことがあれば、これは気をつけないとやうなことはもう当然のこと、おっしゃるまでもないこととございまして。私どもそういう声が起こるやうなことになるやうに、かねてから気をつけないとやうな意味において、私は非常に大事にこの問題を扱つて、決していいかげんなことにはいたさないといふことを申し上げておきます。

○横山委員 私はこの新潟の不起訴の問題に端を発しまして、もう岐阜の問題から、あるいは兵庫

の問題から、あるいは飯塚事件から、いままでたまつておつた検察陣に対する不満が爆発をするやうな気がいたします。またいままで日ごろ一生懸命やつておるのだから、まあまあこのくらいはと思つておられますことが、全く信頼を裏切られたやうな気がするわけでありまして。

しかしその前に、大臣が時間でありましてから、退席なさるやうでありますから、一言先ほどの不起訴の理由の一端について大臣の所見を伺いたいと思ひます。それは、まず第一に県政の協力だから、第二番目に独走態勢であつたから、それから第三番目にその渡した金、もつた金に対する選挙に頼むというこの証拠がなかったからというやうなところが不起訴理由のおもな柱になつておりますが、それでは大臣、あなたにもうざりと聞きますけれども、国務大臣が、あるいは県知事が、村会の御協力に對してお金を出すということが適當であり、適法であるとおあなたは考えておりますか、最高責任者として伺ひたい。

○石井国務大臣 政治家が自分の……

○横山委員 首長ですよ。総理大臣であり、知事であり、市長であり、村長である首長です。

○石井国務大臣 首長である者が――総理大臣であつても政治家でございまして。総理大臣は総裁でございまして。部下の者に金をあげるといふやうなことがあることは当然だと思つております。

○横山委員 出すことが当然だ……

○石井国務大臣 出すことはよくあることだと思つております。それから村長さんとか、あるいは市長さんとか、まあその中に許された金をその人が自由に使うのは自由でございまして。が、許されない金を使つてに使うことは許されなないと思ひます。私はどういふことだか、どういふ金をどう使うのかわからないのでありますが、市長さんの金を使うことを一々禁するわけにもいかぬでございまして。市長さんは使つていい金でございまして。市長さんの使つていい金は市長さんが自由に使つていいことでござい

すし、村長さんの自由に使つていい金は村長さんが自由に使つていい。それ以外のものを不法に使うことはもちろんいかにきまつておるわけでございます。そういうことに使うことはこれはしようがないと思います。

○横山委員 これはきわめて、うかつかどうか知りませんが、法務大臣、重大なことをおっしゃるのだが、使つていい金を県政、市政、村政の協力費として出して差しつかえないといまおっしゃるわけですね。

○石井国務大臣 たとえば市には市長の自由になる金があるたうと思ひます。県には県知事が自由に使つていい金もあるであらう。そういうものはその人が自由に使つていいであらうという意味のことばでございます。

○横山委員 そんな金がどこにあるのです。そんな、二十万円、四十人、これは最低ですよ。八百万円も自由に使つていい金つて、どんな金ですか。県知事や市長や何かが、県政の協力のためだといつて自由に使う金がどこにあります。

○石井国務大臣 あなたが市長や村長やらというようにお話をありますから、そういう一般論を申し上げたのであります。たとえば今度塚田君の場合に、金がどうだということになればその御説明——塚田君が使つた金というものは、私はここで、こへ出てきて聞いたのであります。これは塚田君が塚田君の個人の金を使つたということであり、役所のお金でも何でもないということだそうでございます。

○横山委員 そうすると、先ほどのおことは取り消しなされるわけですか。地方自治体の金を県知事や市長や村長が、県政、市政、村政に対する協力として出してはいかぬ、こういうふうな訂正なさるわけですね。

○石井国務大臣 私の申しますのは、一般論として申しましたが、たとえば市長とか町村長とかが自由に使つていい金があれば、その金はその人が使つていいという意味で、一般論でございます。これはなければ使えないというだけの話で、そう

いう一般論を言つておるのです。塚田君の場合で申しますと、塚田君が、塚田君の交際費というものが知事にあれば、それを使うのは自由でございます。ところが、なければ使えないわけでございます。それでこの金は、それじゃそういうものから出たのかという、そういうものじゃないわけでございますから、これは……

○横山委員 二つに問題を分けますが、第一は、あなたは逃げようとしておられます。第一は、知事やあるいは村長が自由に使う金があればという前提があるのですが、あなたは政治家としてしろとじやあるまいし、県政協力、村政協力のためにといった場合に、自由に使う金、議員にばらまく金があると思つてゐるのですか、思つてゐないのですか。

○石井国務大臣 私は議員にばらまく金があるかといつてお聞きになったとは思つておりません。首長や首長になる者が金を使うのはどうだとおっしゃるから、その人の使ひ得るものになつておるものを使うのは自由だと申した。いまの塚田君のような金の場合とは全然考えずに一般論を申しております。

○横山委員 はつきりしてくださいよ、いまあなたは非常に重要なことを言つてゐるのですから。一般論であらうとも自由に使う金があるのか。ごときお考えのよう。私はいま県知事が県会議員に出すその間の金を言つておるのです。それについて一般的に県知事が自由に使う金、県政協力費として議員にばらまくような金があるのか。あなたはあつたかもあるような錯覚か、あると思つていらつしやるかしれませんけれども、それはいいという考えをお持ちらしいから、問題が少しはずれておるようだからあくまで追及しておるのです。そういうことは、自由に使う金があつても議員に県政協力として金を出すことが妥協であり適法であると思つてゐるのですか。

○石井国務大臣 たとえば、各県におきまして知

事の交際費を持つておるところもあるだらうと思ふのであります。私はよく知りませんが、ないところもあるでしょう。あれば使ひ得るのであります。なければ使ひ得ないと思ふわけでございます。

○横山委員 それじゃはつきりいたしましょう。あなたは、理論として言ひますと、県知事が自分で自由に使う金、たとえば知事の交際費、交際費です。それから要らぬという議論が成り立つ。それを県会議員に自由に県政協力として金をやつても、交際費の範囲内だつたら適法であり適当である、問題はないといふことを、法務大臣としておっしゃるわけですか。

○石井国務大臣 変にこんぐらふといけませんから、はつきり申しておきますが、たとえば塚田君の場合に、知事がかつてに県会議員にやつていゝと申しても、どんなことでも、どんな場合でもやつていいといふわけではないのでございませう。たとえば、問題があるような場合にはやゝぬほうがよいにきまつておるわけでございます。今度のやゝぬほうの場合に、かりにそういう金があつてもやゝぬほうがよかつたといふ金がある。法に触れるか触れぬかは別問題といたしまして、やゝぬほうがよかつたといふようなケースもあるでございませう。あるいはやつてもよかつたといふ場合もある。

○横山委員 あなたは、やゝぬほうがよいかもしれぬけれども、根拠として、知事が交際費の中から自分が自由にできる金であるならば、あなたの理論によれば問題さなければ県会議員に適當に県政協力費としてばらまいても差しつかえないという根拠がある。これは私はきわめて重大だと思ふ。何の根拠があつてあなたはそういうことがいゝと言はれるか。あなたは逃げて、問題があればやゝぬほうがよい、けれども問題がないならば、知事が交際費の中から県会議員に交際費をばらまいてもよろしいのだ、そんなことを法務大臣として言うのですか、公式の議事録の中で。とんでもない話です。

○石井国務大臣 あなたがそうおっしゃるところに問題があるわけじゃないですか。問題があるからそういうものはやるべきものじゃない。そういうことは、そういう金を使う人がみずからを非常にきつぱりに持して、県の税金とかその他で集まつた金でございませうから、間違ひのないように使うという良心的な行動をしなきゃならぬという責任は、どんなに自由に使うといふことはあつてもあることは当然だと思ひます。

○横山委員 これは一べん議事録を整理しまして聞きますが、法務大臣のお考えはきわめて清潔でないお考えだと思ふ。ほかの政治家が、そのくらのことならいいだらうかと言ふならともかくとして、法務大臣として、交際費を県会議員に問題さなければならぬといふのだといふようなことを基礎にしてお考えになるとするならば、あなたを見直します。しかし、次の問題に移ります。これはあなたは今後問題を残すことばだと思ひます。次に進みますが……

○石井国務大臣 ちょっと待つてください。私は、かつて気ままに知事が県会議員に金をばらまいても、何も法に触れなければよろしい、やつてもいいのだといふことを言つておるわけじゃないのであります。それはさつき申したような制限でやる場合もあり得るであらう。しかしそれは、そういうだけの理由があつて、この人にはこゝろやつてどういふふうなためにやるんだというやゝ必要な場合にやる場合はあります。たとえば外国に出かけていくようなために、特にある調査を依頼するから調査費として渡すというやゝな例等もちよつと考えられるわけでございます。そういういろいろなケースはあるだらうと思ひますが、渡すことは何でもかでも悪いといふことは私は言へない。しかし何でもかでも悪いといふことを私は言つておるわけじゃないのです。そこが非常に大事に考えなくちゃならぬわけです。

○横山委員 あなたは問題をほとんどはずしてしまつて、そうしていかにも自分の最初に言つたベースからはずれようとなさつてゐるけれども、

私が言ったのは、県政協力という柱がある。この県政協力という名義のために県知事が県会議員にばらまくことが適法であり適正であるかというところから始まったのです。そいつをあなたはいつの間にかずるずるといって、個人の金ならいい、それから公的な金であっても問題がないならいい、そして海外旅行ならいい、問題をずらしていつているんじゃないですか、あなた自身が。私は、県政協力という名前で、その公職の金を、交際費なら交際費をばらまくというところは適当でないという立場に立つておるのです。しかし、これはあと一べん議事録を整理してもう一べん聞きます。

次は、独走態勢ということ。独走態勢であるならば、金をやっても選挙に頼んだことにはならぬというがごときことが不起訴の理由の大きな柱になっておる。で、この吉浦という人が公式に立候補宣言をする前に金をばらまいた、その当時は独走態勢であった。公式ということ、いよいよおれが立候補するということ、その前にどういう経緯があるかということは、政治家だったらだれだって知っておる。庶民だって知っておる。一体そのいつをもって独走態勢とするかという問題がある。

第二番目には、その浮き沈みしている人の名前、安定候補になるかしない人の名前が浮き沈みしておる段階においては独走態勢だ。そのときに、その浮き沈みしている、だれか知らない不特定多数の人をつぶすためにあらゆる人間に金をばらまく、そうして自分の協力態勢にするということ、それが一体独走態勢ならば金をばらまいても選挙違反にならぬのかということを法務大臣はどうお考えですか。

○石井国務大臣 独走態勢ということそのものだけでこの問題は言えない。そのときの情勢の判断の一つとしてそういうふうなものも考えられたといふことをさつき刑事局長から述べたわけでございます。それも判断の一つ、証拠を固める上においてのこれは一つのものだということをおし上げ

たわけでございます。

○横山委員 だから私は、不起訴理由は幾つもある、その中で津田さんがまず過半数のことばを使ったのは独走態勢論だという、そうでしょう。その独走態勢論というものがあから金をやっても選挙を頼んだことにならない、こういう理論だ。それでしようか。そうであるならば独走態勢論とは何だ。相手候補が立候補をして、立候補の決意表明をしてからは独走態勢論じゃないらしい。決意をする以前は、これは名前が公式に出なければだれでも独走態勢。独走態勢ならば金をやってもいい、こういう理論をあなたは御承知か、それでいいと思いますかと聞いておるのです。

○石井国務大臣 政府委員から答弁いたさせます。

○津田政府委員 独走態勢のことにつきまして、私が多くの言を費やしたということを一つの論拠にされた御質問のように思いますが、独走態勢については、検察庁の認定する事実を申し上げたわけでありまして、この態勢いかに、つまり塚田をめぐる一般政治情勢というものについては、個々の人の供述なりその他の事実を基盤として考える上にきかれて重要な事柄でありますので、それを申し上げたわけでございます。したがって、独走態勢だからすぐこの金は選挙に結びつかないのだということを申し上げておるわけではございません。また検察庁はそういうふうな判断しているわけではございません。ただし多くを申し上げましたのは、具体的事実の羅列を申し上げたから多くを費やしただけのことにはすぎないわけでございます。

○横山委員 逃げたつてだめですよ。しかし、かりにあなたの言うことを聞いても、なおかつ独走態勢論というものが不起訴の重要な理由の一つになっておることをあなたは認めるでしょう、どうなんですか。

○津田政府委員 各証拠を判断する上の基盤としては重要な事柄であるというように考えております。

○横山委員 重要な事柄であるから独走態勢論について聞いておる。

〔発言する者多し〕

○大久保委員長 お静かに願います。

○横山委員 それ以前なら、独走態勢の段階ならば、金をばらまいても差しつかえないかと聞いておる。

○津田政府委員 金をばらまいてもいいかということとは、結局金の趣旨いかなの問題に帰着するわけですね。金の趣旨いかなが問題であるということでありまして、常にばらまいていいとも言えないことは当然であります。

○横山委員 そうすると、あなたの理由は一たんくずれて、独走態勢であっても目的いかによってはいかぬ、こういうことをあなたは明言できるわけですね。

○津田政府委員 理論的にはまさにそのとおりでございます。

○横山委員 そうすると、先ほど来のあなたの話の一角がこでくずれたわけですね。今度はいかなる目的であったかということ。大臣もお聞きのように、知事室ないしは知事公舎で二十万円ずつ全員にばらまいた、そのときに、選挙を頼むと言ったか言わなかったか確たる証拠がないと、こうおっしゃる。ここが問題の一つの焦点ですね。知事室を呼んで、あなた、選挙をよろしくと言ったかといえば、言わぬと言うにきまつておる。もろった人に、選挙をよろしく頼まれたかと聞けば、頼まれぬと言うにきまつておる。同じ穴のムジナですからね。しかし、そのときをめぐる客観情勢の分析が、こで第一に問題になってくる。その分析の中であなたは独走態勢論を持ち出した。その独走態勢論はくずれたわけですよ。選挙を直前にして相手候補が浮き沈みしているときに、県政協力として、まあウィスキーの一本なまらあるといふこともできるが、二十万といふまじつた金を全員にばらまくといふことが、御苦勞さまでしたということではしられないのか。そんなばかな常識がこの世の中で通るのか。いまや

かつかとなつて、吉浦が立つただれが立つかというときに、知事室に呼んで、全員並ばせるならともかく、一人ずつ肩をたたいて、御苦勞さまでした、今後よろしく頼むといふことではしょう。それが選挙と結びつかぬと判断できますか。一人一人呼んで、あなたは頼まれたか、頼まれませんでした、それじゃ不起訴です、そんなばかな理由がありますか。そんなことで検察陣がつとまるのですか。どうなんですか。

〔発言する者多し〕

○大久保委員長 お静かに願います。

○津田政府委員 独走態勢の一角がくずれたと仰せられますが、私はさように考えません。それはあくまでも当時の政治情勢の基盤を判断して、諸般の証拠の価値を判断する場合の必要性をまつてお答えをしたわけですね。そういう意味でありまして、独走態勢の一角がくずれたとかくずれないとかいう問題は関係がないと私は思います。

それから具体的に、それではどういふ金を渡しただらうなるということは、これはまさに証拠の判断の機微に属することでありまして。したがって、具体的な証拠を見なければそれができないということは当然のことでありまして、けれども、しかしながら、これは先ほど申しましたように、疑わしいというところは確かに言えます。しかしながら、きめ手になる証拠がない、つまり公訴を維持するに足りる証拠がない、裏づけをする補強証拠がないという点を先ほど申し上げたのです。そういう意味において本件は嫌疑不十分であるということを申し上げたのでございます。

○横山委員 そうすると私の主張をいれられて、本人たちを調べたところ、選挙に頼んだ、頼まれたといふことを言つた、中には運動依頼でもらつたと思つたという人があるといふことをあなたは認められた。けれども、それは小人数であつて、一般的には選挙を頼んだ、頼まれたという証拠は得られなかった。しかし、あなたのほうは、だからといってこれが選挙運動で出さなかつたといふことは信頼し得なかつた。し得なかつたけれども

も、確たる証拠がなかったということですね、正確にあなたのことを整理しますと。

○津田政府委員 本件につきましては、ただいま御指摘のようないゆる積極証拠と申しますか、そういうものもございいます。しかしながら、諸般の情勢、並びに積極証拠もございいます。そこでその証拠の価値判断の問題になる。証拠として検察官が確信を持って有罪判決を得られるというものであれば、当然起訴すべきであるという結論に達するわけです。しかしながら、有罪の判決を得る確信のないものについて検察官がこれを起訴することは、現在の検察方針としては許されていないわけです。そういう一点にみながかるわけであり

○横山委員 わかりました。一応そこである程度整理ができたと思うのです。私の判断によれば、選挙を頼んだ、頼まれたということの本人たちの事情聴取においては、頼まれなかった、頼まなかったと言ったらしい。検察陣はそれに対して、ほんとうに選挙を頼んだであろうと思われるけれどもそれに対する積極的な証拠がなかった。ということ、裏を返して言えば、あるいは選挙で頼み、頼まれたかもしれないという問題は残しておるわけですね。

○津田政府委員 本件の容疑は、運動のための報酬として出されたという容疑をもって捜査を開始しておるわけです。そこで、その容疑の罪ということが一番問題になることは当然であります。そこで、先ほど申しましたように、積極証拠もあり、消極証拠もある、しかしながら、いずれも補強証拠に乏しいというようなことから、結局有罪の判決を得るだけの確信を検察官が持つことができないという結論に達した意味で、嫌疑不十分というところになっておるわけでありませう。

○横山委員 そうすると、大臣、いまお聞きのとおり、まさにこれは紙一重ですよ。私もどがお互いに政治を担当する者として、そのときの雰囲気なり、そのときの客観的な情勢は、容易に承知し得る。検察陣とはまた違って、われわれは容易に

そのときの雰囲気承知し得る。県知事が、知事室や知事公舎で、一人一人呼んで、選挙前に二十万出すという心理は、単にうしろ向きにいままで県政に御協力をお願いしたからといって、しかも再選をする決意を持っておる知事が、うしろ向きの問題で長らくありがとうと言わねばならない。前向きにどうぞひとつよろしくお願いしますというの

は、言わず語らずとして政治家の当然の雰囲気である。そこで検察陣がある者は起訴にし、ある者はこんなものは罪ではないというところはないけれども、しかしながら、十分な証拠がないというところの判断として、内閣総理大臣以下全閣僚が、この国会において地方政治を肅正しなければならぬ、あるいは選挙の清潔を維持しなければならぬという場合においては、一罰百戒の精神をもってこれは起訴に踏み切るべきではなかったか、こういうふうには私は判断をするのですが、法務大臣はどうお考えですか。あなたがかねがね言っているらっしゃる選挙の公明、政界の肅正、李下に冠を正さず、瓜田にくつを入れずという心境であるならば、当然、こういう問題については起訴にして、そうしてやるべきではなかったかと考えられるのですが、御意見を伺いたい。

○石井国務大臣 私は、この問題に対して、お尋ねのたびに私の心境を至るところで申し上げましたように、私はこれは検事当局が厳正な態度で、どこからも指図を受けないで、どこからも影響されずに判断をして決定してくれたいことを期待いたしております。私は、何にもほんとうにこの問題に触れておりません。この間、参議院のほうでこの問題についてもう少しあなたは積極的に進んで何か言ったほうがいいじゃないかとささ言うた方があったのでありますが、早くやれというところを催促すること、一つの指図をするようなことになるとはならないか、それもしないほうがいいと思っておる。検察当局を信頼して、その決定を静かに待つておるのが一番いいと私は思っておるんだ。いろいろな声があるだけに、この際は、なおそうしておることがいいんだということを申した

のであります。決定がこういうふうになりました。そうすると、あなた方は、これはどうもおかしいんじゃないか。逆のほうにしたほうが、いまのように、選挙を公正、厳正にやるといふ将来のために、一つの押えになるんじゃないかとおっしゃいます。検察当局は、そういうふうな政治的な考慮を払うところではないのであります。これをどうやって、これから先の選挙の上に、こういう問題が起ころうとしない、もともとと厳正な態度で臨まなくちゃならぬというふうな指導していくのは政治家としてのわれわれの心がまえでございます。検察当局としては、証拠を十分検討し、その判断によって決定することが一番正しかったというふうに思います。

○小林委員 関連質問。
○大久保委員長 小林委員に申し上げますが、大臣、出席の約束時間がたいへん経過いたしました。多数量疑通告者もありませんから、御協力願います。
○小林委員 そのお話はいま理事間で話がされておりますから、理事間で話がつくまで、私は関連質問をいたします。お許しを願いたいと思

先ほどの刑事局長のお話を聞いておると、大臣、これはわが検察行政の上における重大なるポイントが幾つも含まれております。幾つも含まれておりますから、これは大臣もひとつ将来のわが日本の大きなポイントになる問題でありますから、私は、第一番にひとつお尋ねいたします。

先ほどのお話のように、四十二名の県会議員がお金をもらった。その中の大半は、これは検事正を呼んでいただければ一番よくわかります。大半は、選挙運動の金としてもらったんだ、こういうことを新潟で発表されております。ことばの節々に若干あります。大半——「違う、違う」と呼ぶ者あり。私は、検事正と会って聞いているんだから、私は、質問しているんだから、私は、新潟でテレビ、ラジオの発表も聞いておる。「うそだ」と呼び、その他発言する者あり。うそ

だと思ふなら、あとで検事正を呼んで聞いてください。鍛冶君、三百代官を言つてはだめだ。検事正を呼んではずきりさせよう。検事正が言つておるんだから。

○大久保委員長 質問を続けてください。
○小林委員 質問を続けますが、その自供をされておるの、いま言うように証拠にならないとおっしゃる。いいですか。自供は証拠にならないという。これは今日の検事行政の上では——委員長、そのうしろで笑っているのはどなたですか。笑つた者を出してください。われわれはまじめに質問しているにかかわらず、うしろで笑っているのはけしからぬ。あなたは、どなたですか。
○加治木説明員 失礼いたしました。大蔵省の加治木調査官です。

○大久保委員長 静粛に願います。
○小林委員 いいですか、何で笑う必要があるのだ。「政府委員として呼んでいるのだ」と呼ぶ者あり。出るのはいいけれども、おれの質問をなぜ笑う必要があるか、失敬千万だ。
〔発言する者多し〕
○大久保委員長 静粛に願います。
○加治木説明員 たいへん不謹慎でありました。陳謝いたします。

○小林委員 だからその理由を言ってください。
○大久保委員長 質問を続けてください。
○小林委員 自供は、県会議員四十二名の中の大方の者は、選挙運動として金をもらったのだ、こう思いますと言っているけれども、自供は証拠にならないとしている。いいですか。それで私は新潟検事正に自供は証拠にならないとは一体何事ですかと言つたら、いや、私は司法研修所の教官もやつておつて、自供というものを偏重するのは間違ひを起すから、自供というものを偏重するなということが私の信念である、私は自供というものは証拠にならないということを私の信念にしていると言われた。私は時間がなかったからそのときは言わなかったけれども、自供を偏重するなと

いうのは、なぐったり、けったり、いままでの刑事行政でやられたでしょう。気の毒なわれわれの仲間のように権力のない者になぐったり、けったり、強制してあなた方は白をさした。白の強制をやった。そういうものの白を唯一の証拠がかりにするという事は、それは検察行政、事実、真実の追求において間違いがある。そういう強制や権力に基づく暴力なんかで白状をさせた。その白状は尊重しないという考え方はいいだろうけれども、今度の四十二名のいわゆる県議員には強制は行なわれていませんよ。われわれの仲間がなぐられていたような強制、暴行は行なわれていません。彼らは任意の気持ちで、すなおな気持ちで、みづから自主的に大半の者が選挙運動の金としてもらったんだから、不浄の金だから私も返します、危険な金ですから返しますと、良心のある者は十四名です、その十四名のうち、もらってすぐ返した者もおりますれば、それぞれ話し合つて、どうわれわれが良心的に判断してみてもこれは選挙運動の不浄の金だから返します、こう言つて九名の者が一緒に返して返している。その自供はどうして証拠にならないのですか。もしこんな理屈が通るとするならば、いままでの証拠裁判における自供の信憑性などというものは全部いままでの検察はやり直しをしなければならぬということになる。これは問題が一つある。いいですか、法務大臣、自供は証拠にならない、任意の自供です、自主的な自供も証拠にならないわけですよ。この問題は、あなたひとつ明確に回答をいただきたい。

それから大臣に申し上げますけれども、さつき横山さんは、独走だから金をやってもよろしいのだということを言われたが、これはいけないのではないかと質問しておつたら、吉浦君が「独走だから金を出しても選挙違反にはならないのだ」ということを言われた。これは別個の場合です。事実の問題であつたは非常にごまかしをしていらっしゃる。いいですか、先ほどの問題で、私はいつも言います。吉浦君が立候補の意思を内定いたしましたのは、なぐつたり、けつたり、いままでの刑事行政でやられたでしょう。気の毒なわれわれの仲間のように権力のない者になぐつたり、けつたり、強制してあなた方は白をさした。白の強制をやった。そういうものの白を唯一の証拠がかりにするという事は、それは検察行政、事実、真実の追求において間違いがある。そういう強制や権力に基づく暴力なんかで白状をさせた。その白状は尊重しないという考え方はいいだろうけれども、今度の四十二名のいわゆる県議員には強制は行なわれていませんよ。われわれの仲間がなぐられていたような強制、暴行は行なわれていません。彼らは任意の気持ちで、すなおな気持ちで、みづから自主的に大半の者が選挙運動の金としてもらったんだから、不浄の金だから私も返します、危険な金ですから返しますと、良心のある者は十四名です、その十四名のうち、もらってすぐ返した者もおりますれば、それぞれ話し合つて、どうわれわれが良心的に判断してみてもこれは選挙運動の不浄の金だから返します、こう言つて九名の者が一緒に返して返している。その自供はどうして証拠にならないのですか。もしこんな理屈が通るとするならば、いままでの証拠裁判における自供の信憑性などというものは全部いままでの検察はやり直しをしなければならぬということになる。これは問題が一つある。いいですか、法務大臣、自供は証拠にならない、任意の自供です、自主的な自供も証拠にならないわけですよ。この問題は、あなたひとつ明確に回答をいただきたい。

またしたのは、七月十日なんですよ。けれどもあなたが言つておられるように、副知事は知事の部下であるかどうか、私はあつた説明には非常に疑問を持っております。疑問を私は持つておりますが、その部下ということばが許されるにしても、同じ知事と副知事として働いていた新潟県において、七月の四日に塚田さんから首を切られた、俗なことばでは首を切られて、自治省にやられることが決定した。これは新聞に出た。その七月の十日に、首を切られたから私は知事に立候補しますというの、いかにも復讐的で、道義的に県民の納得するところではないから、一応自治省へ赴任をさせてもらつて、八月の一日には赴任するんだ。七月の二十二日には新潟県を去るんだ、一応自治省へ赴任をさせていただいて、自治省で執務をして、そこで新たに決意を固めたという、そういう形でひとつ立候補をさせていただきたい。その回答は、八月の十三日に——特にあなたが先ほど言われたように、その日には二日狂いました。二日狂つて八月の十一日でした。この事実は塚田さんのところに全部入つています。それをあなたが先ほど言われるように、塚田さんは七月の末、八月の初旬に至るまでも、まさか副知事が私のライバルとして立候補するとは思わなかつた。あなたはそういうことを言われた。実に検察庁みづから事実を被疑者のために調子よくつくつてきた、捏造したと私は考えざるを得ない。そういう事実の調査は、実にあなた方は本人の都合のいいようにやつてゐる。私はあえて言いますと、ちょうどこの事実を知つてゐる人がいる。私だけじゃない。こういう事実を知つてゐる国会議員はまだいる。必要なら私も証人になります。あなたにも私は言つてゐる。こういう大きな事実を本人の都合のいいように隠して——それからまだ言ひまじう。いま一つ立証するとして、何も吉浦君がまさか塚田さんの対抗馬として立候補すると思つたか、かつたと言つてゐる。それを思ふせるような理由がありますよ。なぜ思ふか。その前に言われた参議院の選挙のときに、吉浦君は地元の家財界で多く

の人から推薦を受けて、参議院に立候補する姿勢を見せた。準備をした。その準備がすっかりでき上つたときに、塚田君が吉浦君をつかまえて、色をなしておこつた。おれは自民党の県知事である。自民党の公認候補の全国区の参議院議員があるにもかかわらず、君がここで立候補するというのは、おれの立場がなくなる。だから君は断じて立つな。一切の準備はやめて、立つな。吉浦や吉浦周辺の者をして言わせれば、まさに首をねじ切つたような形で立候補を押えつてくれた。私は、このせつなさやうぶんな男としてわかつた。そういう事実が四月にあって、その旬月をたない七月の四日の日には、自治省に——本人は新潟県で総務部長から副知事を七年もやつておる。私は新潟県で骨を埋めた、こう言つてゐる者を、七月の四日に、彼は自治省へ発令して、自治省本省に返す。その返す理由は、いわゆる副知事が参議院選挙に立候補する。この問題にからんで、彼がねじ伏せて、そして反逆のおそれあり、こういつて自治省へ帰した。そういう経緯の中から、吉浦君がまさか私を裏切つて私のライバルで知事になるなどというの、八月の十日日本人が発表するまで知らなかつたなんという、そんな事実が調査の過程で考えられますか。あなた方にそんな事実の証明ができますか。私は、そういう全く人を小ばかにしたあなた方のさつきの言ひ方は、弁護士の言ひ方じゃないですか。そういうことをひとつ、私は二番目として、この事実を間違いないかということ——そういうようなことを大衆の前でごまかすようなことはできませんよ。それをひとつ明らかにして、そのために必要な証人はだれでも出ますというのを、なぜ真相を知つてゐる者を一体その捜査の過程において、こつちから申し上げてゐるにもかかわらず、証人に呼ばなかつたのか。なぜ一体参考人に呼ばなかつたのか。それから、二十万円は均一であるとおつしやつたが、間違いございませんか。二十万円は県議会員全部に均一にやつたのであるという、これは間違いありませんか。そういうようなことは、もう新潟県全般、社会党の県議員も自民党の県議員も知つてゐる。知事は四段階に分けて金をばらまいたという事は、県下周知の事実だ。検察庁だけがそういうことを言つてゐる。その点をどの程度に調査されたのか、事実をお知らせ願ひたい。あまりにも事実とは——事が巧みにつくられ過ぎてゐる。その三点を私は明らかにしたいと思ひます。

それから私はまだ一つ申し上げます。吉浦君が七月十日には出ますというその事実は、塚田さんの耳に旬日を経ずして通つてゐる。そこで彼は、七月二十日ごろから、同じ保守系の副知事、しかも吉浦君のほうが県議員四十二名の中には圧倒的に人気がある、圧倒的に県議員の支持者がある、塚田さんは孤立してゐる、そこでたいへんだというので、二十万円をばらまいた、こういうだれもが知つてゐる事実を、あなた方は塚田さんは何も知らなかつたということを言明された。単なる党人が党人に金を授受するのはあたりまえだ。だから、これは中元だ、謝礼だとおつしやるならば、同じ四十二名の県議員の中で、同じく塚田県政に最も忠誠な自民党の県議員で一人入院しておるのがいた。その入院してゐた県議員だけに一銭の金もくれなかつたという事実は、どうなんですか。これは一体どういふことなんですか。その人に見舞い金ひとつやらない、それを一体どういふふうに反証されるのですか。三名のうちの二人の県議員は、行き違ひだ、やろうと思つたけれども、知事とはどうも行き違ひになつてもらえなかつた。しかし、一人は行き違ひじゃない。ちゃんと病院に入院してゐる。知事がばらまいて、その入院してゐる県議員にだけ金を一銭もくれなかつたというこの事実は、一体どういふふうに証明されるのですか。それは選挙運動ができなから、活動ができなから、だからくれなかつたのです。いいですか。こういう問題を一体どういふふうに解釈をされるのか。

それから、まだ一つ法務大臣にお伺ひします。塚田さんは、六月の五日には参議院選挙で、自分

が監査役をやつておりました鹿島建設のお婿さん、平泉さんと呼んで、消防協会の会長であるという地位を利用いたしまして、新潟県下の消防関係の役員を全部集めて、そこへ平泉参議院議員候補を連れて行って、どうかこの参議院選挙をお願いいたします、この秋に行なわれる知事選挙には、どうかこの塚田をひとつ推していただきたい、こういう運動をやつてゐる。これも県民に見かねて告発をいたしました。そうしたら、新潟の検察庁においては、これは犯罪事実あり、選挙違反の事実あり、事前運動である、けれども、知事であるからということで起訴猶予にされた。起訴猶予ということは、犯罪事実ありでしょう。

犯罪事実はあるけれども起訴に至らず、これは俗なことでは言へば、刑法上は前科でなくて、起訴猶予でも形は一応前科の形がある。それがわずか三ヶ月もたないうちに、また同じような、こういう選挙のいわゆるあなたの方の灰色の事件、あなたの方はそういう一つの選挙運動の前科が三ヶ月前にあるような人、これに類似する最も大げさな選挙運動に対して、不起訴とは何だ。一般の人がこういう選挙のような前科があれば、白を黒とも言い含めて全部検察庁が起訴をするにもかかわらず、これはど明らかなる起訴猶予になった選挙違反のある者を、なぜ一体こういうふうにして処理されたのか。あまりにも庶民に対する求刑や起訴の内容と事実がかけ離れ過ぎてゐるじゃないですか。だれが考えても、あまりにも不公平過ぎる。この問題はどうかでありますか。

私は、いま一点また申し上げましょう。これはあなたの方でどうせやないか。選挙後、全部知事室から自民党の本部から調査されました。そして塚田さんのいわゆる愛人の邸宅も調査されました。そしてそこに隠してゐる資料も、全部追及されました。そこから出てきた何千万円という多くの選挙に関する証拠書類を、全部おとりになつたはずで、それはいわゆる知事の費用超過、選挙違反の費用超過の問題はどうか。なぜそれをおやりに

ならないのですか。その問題をひとつ。これはそういう問題も一つも出てこないじゃないですか。そのために、自民党の県連の事務局員が二人、こういう選挙費用の費用超過の問題、いわゆる費用を通じての選挙違反の問題で、二人も起訴された。それはみんな塚田さんの選挙からんだ問題じゃありませんか。その費用超過の問題、選挙運動のいわゆる買収、供応の問題、至るところに起きてゐるこの問題について、これを取り上げようとされないというの、一体どういふことですか。この問題が一つ。これは石井さん、いいですか。もう刑事局長に聞いてもだめだ。前に聞いたが、さつぱり返事をしないからだめだ。

いま一つ、最後に言います。これは先ほど横山さんが言われましたけれども、いわゆる首長が議員に――行政府と立法府です。首長が議員に金をやつて、そして協力を願うといふこのことが、あなたのおつしやるように、特定の問題について依頼することではなければその協力は可能であるとおつしやるならば、行政府の人たちが立法府のあるいはさつきもいわれた市長、町長、村長あるいは県知事が、議員に、よろしく協力してくれてあげるといふ、こつて金をくれることがよろしいというならば、議会政治の根柢をなす均衡抑制の原則、立法府と行政府が相抑制し合つて、そして均衡を保ちながら民主政治といふものを、人民の、国民の利益といふものを守つていくという、これが議会政治の根本です、その均衡抑制の原則は、一体どうなんですか。これが失なわれたら、議会政治は成り立ちません。民主政治は成り立ちません。それを同じ政党の所属議員だからといって、いわゆる行政府の首長が全部議員に金をくれて、おい、おれに協力してくれ、協力ありがとうといったら、事実上議会は要りません。行政府の言うなりの議員がでさう上がつてしまつたら、長官の言うなりの議員がでさう上がつてしまつたら、議会は要りません。この議会の根本を成立せしめる、民主政治の根柢をなす均衡抑制の原則を、あなた方はいまだ否定された。協力の金なら、特定の

問題でなければ、幾らでも、交際費でもよろしい、どこからかばらつてきた金でもよろしい、その金をやつてもよろしいといふあなたの説明からするならば、議会政治は成り立ちません。こういう問題こそ贈収賄だ。行政府が立法府にこういう金をばらまくのは、民主政治を守る立場から断固として贈収賄だ。これこそ私は証拠をあげていかなければならぬと思つておられますけれども、こういう大きな問題を明らかにしなければならぬ問題がまだございすけれども、以上法務大臣に御質問をいたしておきます。この点をひとつお聞かせ願ひたい。

○津田政府委員 事実関係についてのお尋ねがありますから、それを私が最初に申し上げます。自供の信憑性ということでありまして、これはもちろん証拠になることは当然であります。したがいていまして、それらについては証拠としてやはり十分判断をいたしておるということでありまして、しかしながら、本件につきましても受供与者の自供、あるいは供述ともいえると思ひますが、こういうものにつきましても、先ほど申し上げましたように、種々の変遷、粉飾、歪曲もあると想像される面があるわけですから、そこで、何か形式的にこういう供述資料があるということだけでは、判断することができない。そういう意味におきまして、あらゆる証拠なり状況を判断して、その具体的証拠の信憑性を決するというのが、検察の態度であり、さういふ結果でございす。

それから、立候補の時期の時日については違つた御意見がございす。それは御意見としてはおもひますが、証人として判断したところは、先ほど申し上げたとおりでございす。したがいていまして、事実事実ということこそ世の中よくいわれませんが、これは検察庁がその証拠に基づいて判断する必要がある。したがいていまして、その証拠に基づいて判断した結果を申し上げたわけでございます。

〔委員長退席、大竹委員長代理着席〕

それから、渡した金員が二十万円であるかどうかということは、二十万円であると私どもは判断いたしております。

なお、ただいまお尋ねになりました、検察庁は暴力をもって自分を強要しているような事実があるというふうなお話でございす。新憲法下にさういふ事実は全然ございせん。あらゆる事件についてもございせん。

○石井国務大臣 最後の首長が議員に金をやる問題、誤解があるといけませんから、私の心持ちをもう一ぺん重ねて申し上げます。

首長が議員に金をやつて協力を求める、こういうふうな政治的な意味において協力を求めるために金をやるという問題は、これは影響するところが非常にさまざまにある問題でございすから、さつきも申し上げたように、私は、かりに出すにいたしてしまつても、これは非常に慎重な態度でやらなければならぬ問題だと思つております。特に県知事が県議員等にやる場合においては、なおさらこれは大事に考えなければならぬ問題である。また、その時期等においては、なおさら重大な影響があると思つております。私は、金をやつてもいいじゃないかと言つたのは、さつきも一例として申し上げましたように、自由に使つていいという金であるならば、それがあるいは外国旅行とかなんとかいうふうなときに援助するといふような、平たい場合のようなことを考へて申し上げたのでございす。政治的意味の場合とすれば、何でもそれはかまわないのだというふうな意味で申し上げるのではないのであります。これは非常に大事な問題でございまして、さう簡単に政府のほうで……（絶対）にやつてはいけな言え」と呼ぶ者あり）さう言うわけにいかない。たとへば総理大臣が金をやることは、やつてはいかぬといふことをきめるわけにはいかない。首長と言われれば総理大臣も入るわけでございますから、さういふわけでございます。その場所場所の人によつてさういふことは必ずしもさういふ問題については十分な注意を払つていかなければならぬ

と思うのであります。

○小林委員 それじゃ、われわれ社会党もやりま
すよ。あした選挙だという前の日に、これは党員
ですから、日ごろの協力がありとうといつて金を
全部やっつけていいですな。党員間の金銭の授受だか
ら、よろしゅうございませうね。それだけ聞き
ましよう。

○津田政府委員 それは具体的事実に基づくも
のであります。

「大臣、答弁せぬか」と呼び、発言する者多
し。

○石井國務大臣 刑事局長から答えた以上のこと
を、私から答えられませんか。

○大竹委員長代理 稲村君。

○稲村(隆)委員 今度の新潟の塚田問題は、まこ
とにこれは奇々怪々な事件だと思ふのです。

「発言する者多し」

○大竹委員長代理 御静粛に願います。

○稲村(隆)委員 それで、いま新潟のいろいろ
な問題については小林委員から質問がありましたか
ら、私は省略しますが、新潟検察庁は、高検と
最高検と二回の打ち合わせをやっている。そして
、高検の指摘された補充捜査を二月に終わって
いるのです。それを知事選の直前に発表したとい
うのは、私はこれは全く政治的じゃないかと思
うのです。この点どうですか。

○津田政府委員 時期の関係は、私が申し上げま
す。高検と二回協議をいたしたことは事実でござ
います。最高検と協議はいたしておらぬと私は
思っております。それから、さような会合によつ
て協議をいたすことはもちろんありますが、電話
その他の方法による協議というものは、これは幾
らもございまして、別にそのことは、直接本件
についての内容の相談でありまして、それがどう
であるという問題ではないと私は考えておりま
す。

それから、この事件の処分時期の問題でござい
ますが、一日も早く処分することを各方面から要
望されておることは、私も承知いたしております。

す。また、国会におきましても、できるだけすみ
やかに処分をするということを申し上げております。

しかしながら、補充捜査の時期等、検討の時点が
ございまして、また、さらに起訴裁定書を作成す
るにつきましても、やはり相当の日数を要するわ
けです。そういうような問題を、解決したわけ
であります。結局、本件を知事選挙の告示が
あった後に処分するということは適当でないとい
うのが、一般の常識であると思ふべきではあり
ます。したがって、その選挙までには必ず結
論を出すべきものというふうに私も期待して
おりましたし、検察庁当局もさような考えであ
る時期に処分をいたしたということでありまして、
それは何ら政治的ではなく、むしろこれを選挙期
間に入つて、あるいは投票後に処分をするとい
うことになれば、あるいはそれは政治的だとい
う御批判を受ける可能性があるかもしれませ
んけれども、さようなことはないわけではござ
います。

○稲村(隆)委員 それで、補充捜査というこ
とは、高検が考えているのです。地方検察庁はそ
んなことは考えていなかったのです。地方検察
庁は、補充捜査なしに起訴するつもりでござい
た。これは明瞭なんです。高検のほうで、これ
は不十分だから補充捜査をやれと言っているの
です。地方検察庁は、すでに補充捜査なしにも
早く起訴するつもりでございまして、それでし
ょう。そうじゃないですか。

○津田政府委員 二月上旬に検事正その他が上京
いたしました。高等検察庁で協議をいたしてお
りますが、その際は、別に処分意思はございま
せん。中間報告的な処分でありまして、いまま
での捜査経過並びに証拠関係を詳細に説明して
協議をした。その結果、補充捜査を要するとい
うことになったわけなんです。これは、本件に
限らず、相当の事件につきましてはすべてある
こととしまして、高検へ行きまして、やはりい
ろ第三者としての批判を受けて、なるほどとい
うことになって補充捜査をやることは当然であ
ります。これはまた、検察官の中でそうやって

て、さらに裁判所でもう一つ批判を受けること
になるわけでありまして、そういう意味におき
まして慎重を期しておるのは、当然のことだと
私は考えます。

○稲村(隆)委員 補充捜査は、高検の意見なん
でしよう。それで、地方検察庁が指揮を仰い
で相談したところが、補充捜査をしな、これ
は不十分だ、こういうのでございまして、第一
線に当たっている検事は、あの当時は起訴第十
分だと考えていたのです。われわれはしばしば伊
尾検事正や丸物次府検事に会つておつた。それ
を現地の実際を知らないものが補充捜査をし
るなどということは、だれが見たっておかしい
と思ふのです。

○津田政府委員 検察庁は全国組織でござい
まして、検事総長を頂点とする指揮系統にな
つております。そこで、現地でいろいろ証拠を
集めて、問題点を検討いたしまして、それに
つきまして高等検察庁に相談、協議をするとい
うことは、当然であります。その協議の際に、
高等検察庁が何が何でも補充捜査を命ずると
いうようなことは、これは検察庁の慣例として
ございまして、いろいろ論議を戦わしておる
わけなんです。これはいづれも法律家が集ま
りまして、高等検察庁の検事長だけが集ま
るという性質のものではないと、いろいろ証拠
を検討いたしまして、法律的にこれは問題だ
というところになれば、証拠の信
憑力その他につきまして法律的に問題である
という意味において補充捜査を命ずるとい
うことになり、結局協議の結果、補充捜査は
すべきであるという結論になったということ
になるわけでありまして、

○稲村(隆)委員 補充捜査とは、一体どうい
う内容なんでしょうか。補充捜査なんという
ものは、実際上検討してみても、これじゃ公
訴維持はむずかしい、だからもっと補充捜
査をしな、こういうのでございまして、その
補充捜査は、具体的にいつてどうい
うのですか。あの事件に対して、具体的に

うものであるかということを書いてください。そ
んな変な議論ではしょうがない。

○津田政府委員 補充捜査につきましては、ど
の点、この点というところは、協議の結果出た
わけでありまして、どういふ補充捜査を命じた
かというところは、申し上げることを差し控
えていただきたいと思います。

○稲村(隆)委員 それで、伊尾検事正も、われ
れが会つたときも言っているし、新聞記者に
も、この事件は黒でも白でもなく灰色だ、こ
ういふことを言っている。これは全く検事
としての白だなどというところは考えてお
らない。上のほうから言われたからしかた
がない、おかしくなっちゃつた。それから、
いろいろな、公判維持が不可能だなどとい
うことは、検察庁が言うべきじゃないの
だ。すでにこれだけ十分な容疑がある。法律
上は常識なんだ。あなたの言うのは――末
梢的な法律技術の問題じゃないのだ。社会
悪や政治悪を除去することが、司法権の立
場でしょう。どんな理由があろうとも、選
挙の直前に金を八百万もばらまく。それは
悪にきまっています。そんなものは、知事
の月給や交際費から出るはずがない。どこ
かから持ってきた、そういう悪い金なんだ。
だから、こういう社会悪や政治悪を除去す
るという正義感が検察庁になければ、こんな
仕事はできない。そこで、先ほど小林委員
あるいは横山委員の質問に対して、証拠が
ないと言っているが、これは常識から考
えて証拠十分じゃないか。しかも、調べら
れた県会議員のうちでは、選挙を頼むとい
つてもらったと言っているのがずいぶんお
る。いわゆる主流派といわれる知事派の者
でも、そう言っている者がおる。反主流派
であろうがだれだろ、これは政治的な対立
関係やそんなものは問題じゃない。あなた
は先ほどそれは説明したけれども、とにかく
選挙を頼むといつてもらったと言っている
者がたくさんいるじゃないか。それをさっ
す小林委員が言うように、何も強制され
たわけじゃない。それなら、検察庁は起訴
の理由が十分あるん

だ。それを公訴維持が不可能であるという様なことを言うて、裁判官みたいなことを言っているじゃないか。白黒は裁判所につけてもらうのが検察官のあれじゃないか。十分容疑があるにかかわらず、これを起訴しないで、裁判官のようなことを言っている検察官が、一体どこにあるんだ。それはどうだ。

○津田政府委員 本件につきましては、先ほど来申し上げておりますように、犯罪の嫌疑が不十分であるということによる不起訴であります。したがって、それを社会的に見ればあるいは灰色だという議論になるかもしれませんが、しかしながら、検察官が起訴するのは、有罪の判決を求め得る確信のあるものについての不起訴をするというたてまえをとっております。そこで、検察官が現在まで行なつてまいりましたそれは、九九・六〇程度の有罪率なんです。無罪率は〇・四〇という程度であります。世人はそういう意味の起訴というものを評価いたしておるわけでありまして、なるほど疑わしきは起訴すればいいじゃないかという考え方がござりますが、これは……

〔発言する者多し〕

○大竹委員長代理 お静かに願います。

○津田政府委員 しかしながら、現在のおが岡の検察は、さような立場はとっておりません。九九・六〇の有罪率をもつて——これは刑法犯についてでありまして、その他の者をいれまして、十万人に二人くらいは無罪率であります。さような立場をとっておりますは、すなわち本件につきまして、その有罪の判決を得る確信が検事に得られなかつたということによる嫌疑不十分である、こういうことでござります。検察官は、なるほど法律に違反し、有罪判決を得られる者につきましては、これは起訴するのが当然だと思ひます。しかしながら、本件はさうでないという意味において、嫌疑不十分で起訴できなかったということでありまして、しかしながら、事件が政治的であり、あるいは社会悪であるということからいって、この標準を検察官が変えることは、それはまさに政治的な

判断になるわけでありまして、そういうことはやるべきことではないと思ひます。

なお、金の出所につきましては、本人の借り入れ金によつておるものでありまして、公金等とは全然関係はありません。

○稻村(健)委員 そういふ理屈でこういう重大な問題を起訴しないなら、さつき小林委員が言つたように、今後市長が市長選挙の前に、市会議員が功労があるといつて金をばらまく。われわれだって、今度選挙になつて、これは党に功労があるといつて金をばらまく。そういうふうな大がかりな違反を起訴しないといふことになれば、全く買収選挙といふものは起訴できなくなるじゃないか。ビラまきとか酒一升といふものは起訴して、そういうものは全然起訴できなくなる。そうならば全くやみぢやないか。公職選挙法なんかなくたつていいじゃないか。そういう重大な問題を、いろいろな枝葉末節な、法律的な技術論をこへ持ち出して、塚田君を擁護するやうなことを言つて、こういう重大な事件を起訴しないで——起訴して社会的に見せしめにするのが絶対に必要なんだと私は思う。世論も味方するんだ。公判が維持できないなんというところは、これは全く三百代言的な理屈にすぎない。こういうことをやつたら、司法権の権威は一体どこにあるんだ。幾ら買収をやつたつて、理屈をつければ買収にならぬ。しかし、これは明瞭な買収ですよ。ただ言ひのがれをうまくすれば、こういう事件といふものは一切ひつかからないことになるんだ。私もしばしば刑事事件にひつかかつておる。選挙違反事件や治安維持法で監獄に行つたこともある。だが、こういうものは一人や二人の犯罪ではないのだから、公判に出れば必ず口が合はなくなるし、その事件が暴露されて、これは公判が維持できなくなるなんていうものじゃない。三人か四人なら別だけれども……。

だから、こういうものは思ひ切つて起訴すべきだ。起訴しなければ、みんな塚田流で弁解しておれば、これは幾ら買収しても、何千万円まこうが無罪だということになる。これは全く司法権の放棄だということになる。司法権の権威のために、私は実に痛嘆にたえない。そんなことで検事がつとまるか。一体何のために司法権が独立しているのだ。検事も行政官だから上の命令もあるだろうけれども、だれが見たつてこれは政治的ですよ。すでに不起訴であるという評判が立つと立つ。現に、ある自民党の最高幹部は、ある会合に行つて不起訴だと言つてゐるのだ。心配ない、塚田君の辞職によつて必ず不起訴にするといふことを言つておるのだから……。私もはまきかそれをほんとうだとは思わなかつた。こういう話があるがどうですかと、しばしば最高検あるいは高検に行つて話をしてきた。ところが、そういうことは絶対ないと言つてゐる。ないと言ふが、事実ちゃんと不起訴になつてゐるじゃないか。こんな事件を不起訴にしたら、今後選挙違反、あらゆる買収による違反は、何千万円まこうが、へ理屈をつけて合法的な言ひのがれをすれば、全部不起訴になりますよ。なぜ起訴しないか。起訴すれば公判維持ができなくなるというものじゃないか。大ぜいだから必ずぼろが出てきて、そこでこれはあれするのだ。それを裁判所の立場をとつて、白黒を裁判所につけてもらふのをやめて、検察する検事局が裁判官のようなことを言つて、公判維持にどうも確信がないから不起訴にしたなんて、そんなばかな理屈が一体常識的に成り立つか。実に司法権の権威のために悲しまざるを得ない。石井法務大臣、どう考えますか。そう思わないですか。

○石井法務大臣 この問題につきましては、私は幾たびも申し上げておりますように、法律の上におきまして、検事局がこの問題を検討いたしましたして、これはいままで長いことかかつたじゃないかと言われるほど時間をかけて掘り下げてやつた結果が、このとおりであります。私はこれを……

〔発言する者多し〕

○大竹委員長代理 静粛に願います。

○石井法務大臣 しかし、この結果、政治的に及ぼす影響といふものはどうか、今後はどうあるべきかという問題は、政治上の問題として残る

と思つております。そういう問題は、私も政治家として別に考えなくてはならないし、これはどうしてもそういうふうな問題を起すような行政を来たさないように、われわれも戒めていかなければならぬし、そういう指導もしていかなければならぬ、そういうふうに思つております。

○坂本委員 この問題については私も通告をして、まだほかにたくさんあるわけでありまして、しかもいまの刑事局長の不起訴の理由については、まだ足りない点があると思ふ。これは速記録をよく調べて、われわれも法律専門家ですから、ごまかされはしませんよ。だから、この点は検事正をぜひ参考人に呼んで、この委員会でも調べなければ、永久に禍根を残すものだと思う。こういう八百萬円の金で選挙のいわゆる事前運動の期間内に行なわれてゐる。それを証拠不十分というので不起訴にするといふことは、日本の検察官に対する信頼感が非常に薄らいだと思ふ。また、この不起訴の理由を聞きますと、いかにも塚田その他四十数名を不起訴にするための擁護の理由にしかならないと思ふ。この点については、今後さらに大きくこの問題を究明し、その真実を究明するためには、新潟地検の検事正を参考人に出してもらわなければならぬと思ふ。だから、この点については、委員長において特段の御配慮をお願いしたいと思ふのであります。

○大竹委員長代理 理事会において協議いたしますから、御了承いただきたいと思ひます。本日の調査はこの程度にとどめます。

○大竹委員長代理 この際、連合審査会開会の件についておはかりいたします。すなわち、ただいま審査中の商法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会より連合審査会開会の申し入れがあります。この申し入れを受諾し、本案について大蔵委員会と連合審査会を開催するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大竹委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さうに決しました。

なお、連合審査会は来たる二十二日に開会いたしますから御了承願います。

○大竹委員長代理 次に、商法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。横山利秋君。

○横山委員 私は商法の審議の過程におきまして、先般請願書を一通受け取りました。この請願書は、まあ国会にも真摯な請願書が来るのでありますが、しかし特に私はこの請願書を見まして、この請願者中島君の真摯なる努力、そして精密きわまる検討に実は一驚を喫したわけであります。この請願書は、先般私が問題にいたしました商法改正案二百八十条の二を中心いたしました。中島君が体験をいたしました歴史的事実並びに論理を実に精密に展開をいたしておるのであります。そこで私は、煩をいとわず、長時間かかるかもしれませんが、この真摯な努力をくんで、請願書を朗読しつつ、質問を続けたいと思います。

請願の趣旨

政府が今国会に提出した商法の一部を改正する法律案中

一 第二八〇条の二第二項に第八号を加える。

「株主以外ノ者ニシテ之ニ対シテ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スベキモノ並ニ之ニ対シテ発行スル株式ノ額面無額面ノ別、種類及発行価額」

二 第二八〇条ノ二第二項中「新株ノ引受権ヲ与フル」を「対シテ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スル」に、「与フルコトヲ得ベキ引受権ノ目的タル」を「其ノ者ニ対シテ発行スルコトヲ得ベキ」に改める。

右一、二の法律案は、之を否決するとの御議決を仰ぐ。

請願の理由

一 請願人は、三〇年改正商法（現行商法）が第二八〇条の二第二項に第五号を追加し、取締役会の権限の拡大を図ったこと、及び同条に新たに第二項を設け、株主以外の者に新株の引受権を付与する場合株主の利益保護のために取締役会の権限乱用の防止の二つの規定が、どのように運用されるかについては常に重大な関心を有しつつ見守ってきた。それは右二つの規定が立法理由に則つて、即ち、資本調達機能の発現、かつ、株主の利益が完全に保護されつつ、資本調達市場が公正明朗化されつつ繁榮するか否かであった。ところが実際上は前者の取締役会の権限は飛躍的に拡大されたものの、後者の株主利益保護のための取締役会の権限乱用防止の規定は全く等閑に付せられたばかりか、該規定を濫脱違反することが公然の如く盛んに行われるに至り、遂に第二八〇条の二第二項の株主保護の峻重なる規定は全くの空念仏に期してしまつた。そしてその事実が、たんに実業界ばかりでなく、法務、大蔵両当局も、又、それと共通の方向にあった。

即ち、昭和三五、六年頃俄かに買取り引受け方法なるものがクローズアップし、新株発行の一部（公募分と称して）を株主以外の者である証券業者に一括して新株の引受け権付与、新株発行が行われた。勿論、第二八〇条の二第二項の手續を履踐することなく専ら第二八〇条の二第一項第五号の規定に基づき取締役会の決議のみで行われた。而してこのような買取り引受け方法による新株発行は上場会社の殆んどに及んだ。請願人は、法治国家の国民として以上のような法令に違反の新株発行に対してはどうしても黙視することができず、昭和三六年、東京芝浦電機株式会社外六会社に対し新株発行無効確認請求の訴を提起し、証券会社に対する一括買取り引受け方法に対する判断を求めたところ、左記の

判決を受けた。即ち、該判決こそが本請願の趣旨記載の如き商法の一部を改正する法律案提出の直接の原因となつた。

註 請願人が左記の如く、敢て、多数の訴を提起した所以のものは、買取り引受け方法による証券会社に一括して新株を引受けさせることの意義の極めて重大なることを痛感したからである。即ち、多数の発行会社（相手方）と会社法に精通する在野法曹界（相手方代理人）の訴訟上の、いわゆる、攻撃防禦用兵作戦の妙が展開され、又、その上に多数の裁判官の一致した判断こそより正しいもので、最も信をおけるものと思料したからである。

左記

- (イ) 横浜地裁 昭和三六年(初)第八七三三号 (37・12・17判決言渡)
- (ロ) 東京地裁八 昭和三六年(初)第二二二二号 (38・8・30判決言渡)
- (ハ) 東京高裁 昭和三八年(初)第三五八号 (39・5・6判決言渡)
- (ニ) 同 同 (第三六〇号) (39・5・6判決言渡)
- (ホ) 大阪高裁 昭和三八年(初)第六三三〇号 (39・6・11判決言渡)
- (ヘ) 同 同 (第六三二二号) (40・8・6判決言渡)
- (ト) 最高裁 昭和三九年(初)第九五四号 (40・10・8判決言渡)
- (チ) 同 同 (初)第九五五号 (40・10・8判決言渡)
- (リ) 右(イ)乃至(ヘ)の判決中には全部次の(A)(B)(C)の趣旨の判断がなされている。
- (A) 買取り引受け方法による新株発行の場合の証券会社の地位は、第二八〇条の二第二に定められてある株主以外の者である。従つて証券会社は、発行会社の新株発行上の株式募集の代行者でもなく、又、委託募集の引受け人でもない。
- (B) 証券会社に公募分を一括して買取り引受けさせる場合、第二八〇条の二第二項の手續を履踐することなく買取り引受け契約による

新株の引受け権付与は商法に違反するものである。

(C) 買取り引受け方法は、増資の方法に関する商慣習を形成しているから、これについて株主総会の特別決議の必要がないと主張するが、仮に慣習が存在するとしても、それは商法第二八〇条の二第二項の規定に違反すること明らかであつて、慣習法としての効力を認められない。

(2) 右(イ)乃至(ヘ)の高裁判決には右(A)(B)(C)にプラス次の趣旨の判断がなされている。

「商法第二八〇条の二第二項の注意は新株発行価額の公正を保証するものであるから、公正な発行価額で売り出される場合には同条の適用がないのでないかという疑問もあるが、同条は右のほか、第三者に優先的に新株の引受け権を有しない従前の株主の利益を侵害する(当該新株の発行を受けることからの排除される)結果を生ずるのでこれを保証することも目的とするものであるから売出し価額が公正であるか否によつてただちに同条の適用がないものとするとはできない。」

(3) 右(1)(ハ)の最高裁の判断は「新株引受け権を株主以外の者に付与することについて株主総会の特別決議を要するのである。」

(4) 第二回会衆議院法務委員会議録第七号抜萃
「株主に新株引受け権を与える場合には、取締役会の決議によるものとしたとしても、少しも弊害はないのでありますが、株主以外の者に新株引受け権を与える場合には、これを取締役会の決議によるものとしたとしますと、取締役会がその権限を乱用して不当に新株引受け権を縁故者等に付与し、その結果、株主の利益を害するおそれがあります。『中略する』この法律案におきましては、株主以外の者に新株引受け権を与えるについては、取締役会の決議によるのみならず、株主総会の特別決議

をもって、その新株引受権の目的となる株式の額面無額面の別、種類、数及び最低発行価額を定めなければならないものとしたのであります。」

註 以上が商法第二八〇条の第二項の立法理由となった。

この点は間違いないか、あとで伺います。

〔大竹委員長代理退席、委員長着席〕

二 本請願の趣旨記載の商法の一部を改正する法律案が今国会に提出に至るまでの経緯

(1) 一の(1)の横浜地裁の判決は、とくに経済界、証券界にとつては、いわゆる晴天の霹靂に比する一大衝激であつた。なぜならば、彼等は新株発行に際し新株の一部を証券会社に一括買取り引受けさせる行為は合法的であるといふ満々たる自信を有し、かつ、それを社会に豪語していたからであつた。即ち、(1)(A)(B)(C)の如き判断が下されることは夢想だにしていなかったからである。とくに経団連、日本商工会議所、日本証券業協会は、周章狼狽し、その対策を樹立した。即ち、政府にいわゆる圧力をかけ、請願の趣旨記載の商法の一部を改正する法律案を国会に提出するよう強く要望した。

(2) 政府は、財界の要望に動き昭和三十七年末頃から商法第二八〇条の第二項の改正に着手した。即ち、法制審議会(会長、賀屋法相)の商法部会(部会長、鈴木竹雄東大教授)で現行商法の問題点を検討し、改正を必要とする点のあるとの結論に達させた。即ち、商法第二八〇条の第二項にいう株主總會の特別決議は、買取り引受けの場合には不要である旨の規定を設けようというものであつた。

(3) ところが、昭和三十九年一月二五日開かれた商法部会において、まとめた商法改正案要項中には「買取り引受け」の規定の新設はもろこまねなかつた。その理由は、横浜地裁の判決は誤りで最高裁判決を待つべきであるなど商法改正に対する慎重意見もみられ遂に一票

の差で改正は見送りとなった。

(4) 経団連を中心とする財界は、商法部会において「買取り引受け」の新設が見送られたことに大きな不満を表現した。即ち、昭和三十九年二月一七日、一八日にわたつて開かれた法制審議会總會の席上で植村経団連副会長、桜田委員が「買取り引受け」の新設を要望したが、その目的は水泡に帰した。

(5) 昭和三十九年二月九日開かれた商法部会において遂に「新株発行の場合、株主總會の決定を経なくとも、公募分を証券会社などに一括買取り引受けさせることができるようにする。」という結論を見、昭和四〇年一月早々開かれた法制審議会總會にはかつて答申をした。

(6) 法務省は右(5)の答申に基づいて今国会に請願の趣旨記載の商法の一部を改正する法律案を提出するに及んだものである。

(7) 請願人は、昭和三十九年一月一六日、及び、昭和三十九年一月一八日の二回に渉り商法部会に対し商法第二八〇条の第二項の改正は、いわゆる改悪であるから「買取り引受け」の新設は之をどめべきであるという趣旨の上申書を提出した。

(8) 以上の事由を敢て申し述べた所以のものは、否決の議決を仰がんとする法律案を提出するについては経団連を中心とする財界の強力なる要望によつて政府が敢て動いたこと及び、一般株主の利益を完全に無視したものであることの二つの御確認を御願ひしたいからである。

三 以下否決の議決を仰がんとする法律案に対し順を追つて反駁の矢を放ち、もつて請願の理由とする。

(1) 請願の趣旨一の追加条項第八号に対して反駁する。

(4) 追加法案によれば「株主以外ノ者ニシテ之ニ特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スベキモノ」及びその

新株発行の目的となる諸条件は取締役会が之を決することになる。

(5) この事実、現行商法(二八〇ノ二ノ一ノ五)に定められてある取締役会の権限を超飛躍的に拡大せしめんとするものである。この超飛躍的権限拡大の及ぼすところは不当に株主の利益を害する取締役会の権限乱用を大幅に是認することになる。もつとも、本法案の提出原因が前二各号に示した如く経団連を中心とする財界の強い要望を全幅に取り入れたものであることから考えれば、やむを得なかつたといえるかも知れない。けれど、財界の意に支配されるような立法思想は、いわゆる政治腐敗の兆を表現したものであるべく極めて憂慮すべきことで、引いては挽回不可能な事態を招来する原因にならないとも保し難い。勿論財界のわがまま、かつ、高慢な方向は絶対に排除しなければならぬが、他方、財界の強要に支配されて法案を作成するような責任者は神聖かつ厳正でなければならぬ法治国家の立法部の座に存在させておくことは許されない。

(6) 法案中「株主以外ノ者ニシテ之ニ対シ」と、ことさらに、ひねくれた語字を使用しているが、その法意は現行商法「株主以外ノ者」と解される。だが、その語字を使用したことには特別の意が含有せしめてあるといふのであれば格別、この点は反駁しない。

(7) それならば「株主以外ノ者ニシテ」とは、だれを対象として立案したか、いやくも法律案は推理小説であつてはならない。勿論、架空、假想は許さるべきでない。しからば「株主以外ノ者ニシテ」とは、一体だれを対象としていたか、このことは本法案中の重要な一点をなすものであるから、少くとも提案理由中には之を明らかにしなければならぬ。勿論、読んで字の如く「株主以外の者だ」といへば、一応はお茶をにごせるかもしれない。だが、本案の場合はそんな漠然たる

説明では國民は絶対に満足しない。なぜならば、本案提出の原因は前二の各号に示してあるが如く経団連を中心とする財界の強い要望によつたものである。故に「株主以外ノ者ニシテ」に、かぶせてあるべしを取り除けば、そこには当然「証券会社による一括買取り引受けは、株主總會の特別決議を不要とし取締役会の決議」によつて罷り通れると大見えを切つて証券会社が、桃から生れた桃太郎の如く飛び出す。勿論、他にも取締役会と通じて会社支配権獲得を意図する株主以外の者及び会社に貢献した役員、社員、従業員等、又は特種の技術、特許権等を有する者が株主になれば、会社それぞれ等を提供する場合等である。しかし、そのような者は、いわゆる雀の涙に比する極めて少数に限られてい

る。他方理論上は株主以外の者を特定人に断定することは誤りであるといふ説を、解くものがあるが、本件の場合には上述の通りで、そのような説をさしはさむ余地はない請願人の以上の合理的反駁に対し他に納得できる反論が成立するとすれば、失礼な申し上げ方であるが、西からおてんとうさまを出してごらんに入れる。要するに本法案こそは、経団連を中心とする財界の圧力に屈し、べてん

的、八百長の苦策を敢て採用したものと反駁する。

(8) 「特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ発行スベキモノ」とある。この「特ニ有利ナル発行価額」とは、一体その限度を那辺に求めいるのか、法案は作文だけであつてはならない。とくに本案は、株主の権利を株主以外の証券会社が奪うことを許し、かつ、有利に奪わしめるといふ法条上の「有利」である。けれど、株主としては「有利」の限度を明らかにされなければ不安至極である。もしも提案理由中に「有利」の限度を明らかにしなければ一般株主は不安に堪えかね、遂には証券市場から手を引くようになる。政府は自然の水

は低きに流れるという天則を無視して法案を作成している傾向が強い。それで本法案理由にかかげてあるが如き株式会社の資金調達に容易に達成されると思つてゐるか、そらだとすれば余りに視界のせまい、因果關係を知らない、いわゆるざる法案であると反駁する。

他方、環のはしを指示して、いるが如き不定見な本法案が不幸にして成立するとすれば、實際界には当然的に水かけ論の問題が発生する。その意味においても「有利」の限度を提案理由中に明らかにしておくことこそ問題解決に有効な役割を果す親切さがある。

もしも政府が敢て提案理由中に「有利」の限度を明らかにしないとすれば、それは経団連を中心とする財界の要望に完全に支配されている実証である。

(1) (2) そもそも彼等が政府をして、本改正案の提出に至らした一つは、彼等は証券会社に一括買取り引受け方法上に現われている買取り引受け価額が時価(上場会社の場合は証券取引所に現われた価額)より一〇%ないし二〇%引は償還法が形成してゐるという自論を固執していた。ところが、(1)ないし(2)の判決は、それを認めなかつた。そこで該判決に対する一つのコンプレッションで、即ち、商法を改正し、法の裏づけによつて償還法が形成してゐると同様の目的を達成しようとした魂胆であつた。してみれば「特ニ有利ナル発行価額」にかけてあるべしを取り除けば、証券会社に対し時価より一〇%ないし二〇%引の有利な発行価額で発行できるという生體が現われてくる。まさに本法案こそは株主の利益をふみにじつた甚しい限りといわざるを得ないとともに、國民を徹底的に輕視、蔑視した法案であると切齒して反駁する。

請願の趣旨二の改正法案について反駁する。現行商法第二八〇条の二第二項は「株主以外ノ者ニ新株ヲ引受権ヲ与フルニハ定款ニ之ニ關スル定メアルトキト雖モ与フル

コトヲ得ベキ引受権ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数及最低発行価額ニ付第三百四十三条(特別決議)ニ定ムル決議アルコトヲ要ス。(以下略)

(3) 改正法案第二八〇条ノ二第二項「株主以外ノ者ニ對シ、特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ發行スルニハ定款ニ之ニ關スル定メアルトキト雖モ其ノ者ニ對シ、發行スルコトヲ得ベキ引受権ノ目的タル(以下現行法と同じであるから省略する)」

(4) 右の〇印を付した部分が改正される点である。

(5) 会社は、いわゆる利益社会である。そして、株式会社は、株主である個人が、その営利目的を遂げるために便宜上設立したものである。だから会社は、営利の一手段の実体を有するものであることは之を認めないわけにはいかない。この意味からして、会社法は株主の営利目的を遂行するための内外のルールを定めたものと解し得られる。

そして株主は会社を通じて営利目的を遂行する手段として右のルールに則つて取締役を選任し業務執行の権限を委任している。ここに取締役は、職務執行上会社を通じて株主に対して忠實義務(商法第二五四ノ二)を負わなければならない根本事由が発生している。

他方、取締役は商法第二六六条によつて、会社に対する損害賠償の責及び、同法二六六条の三によつて、第三者に対して会社と連帯して損害賠償の責のあることが規定されている。更に又、商法第四八六条によつて、取締役が自己若しくは第三者を利し又会社を害せんことを図りて其の任務に背き会社に財産上の損害を加へたるときは七年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処せらる。(特別責任罪)

請願の趣旨記載の一は既に申し述べた通り、「株主以外ノ者ニシテ之ニ對シ、特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ發行スベキ」権限

(6) を取締役会に与えることの規定を新設せんとするにある。

この事實は、取締役は右(5)の如く会社を通じて株主の利益保護を図ることこそ絶対的使命であるに對し、改正法案は株主以外の者である証券会社に、とくに有利な発行価額で新株を発行することを決する権限を取締役会に与えようとするにある。そしてこの法律案の裏をかえせば、株主に特別大きな損を与え証券会社にそれに相当する特別の利益を与え新株を発行するという結論に達する。まさに、会社法の根本原則を真向うから、ふみにじつて株主に公然と損を与えようとすることを敢て立法化せんとする舉手に外ならない。いかに経団連を中心とする圧力に屈したといえ、立法当局の眞摯の程を著しく疑わざるを得ない。かつて加えて(5)の会社に対する責任の規定、第三者に対する責任の規定、特別責任に關する規定等をして、いよいよ複雑難澁に追込むものである。不幸にしてこの法案が成立するとすれば、わが司法史上に一大汚点を残すこと火を見るより明らかである。即ち、否決を仰がんとする一大理由が以上にある。

(7) 請願の趣旨記載の一の追加法案では、「株主以外ノ者ニシテ之ニ對シ、特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ發行」する場合は、株主總會の特別決議を不要とし、取締役会の決議だけで新株発行ができる。

(8) 請願の趣旨二記載の改正法案では「株主以外ノ者ニ對シ、特ニ有利ナル発行価額ヲ以テ新株ヲ發行スル」場合は、現行商法をそのまま維持し、株主總會の特別決議及び取締役の理由開示を要求してある。

(9) 元より、右(8)は、関連し表裏一体をなすものである。そして(8)の取締役会の権限拡大から生ずることの恐れある取締役会の権限の防止して、もつて株主の利益保護のために万全の措置を規定してある現行商法を

尊重維持し敢て改正すべきでない。ところが改正法案は、現行第二八〇条の二第二項を敢て改正し、同法をして完全に骨抜きしようとして意圖している。ここに改正法案は、おとぼけとか、マジツク的であるという批難を湧出せしめる泉を敢て作つてゐる。されば、右の國民の轟々たる批難及び將來に至つての疑義等を解消せしむる等の意味においても、本改正法案提案理由において右の(8)(9)の場合の「株主以外ノ者」及び「特ニ有利ナル発行価額」を定義づけなければならぬ。

(10) 而して、(8)の「株主以外ノ者」の正体は、三(1)で詳述してあるが如く、証券会社を主体とするものである。又(9)の「特ニ有利ナル発行価額」とは三(1)的に詳述した如く、いわゆる慣習によつて生じた証券会社に一括買取り引受けさせる場合の、時価より一〇%ないし二〇%低い発行価額である。

(11) してみれば、(8)の場合の「株主以外ノ者」及び「特ニ有利ナル発行価額」とは、右(10)の「株主以外ノ者」及び「特ニ有利ナル発行価額」を除いた以外のものであると断定せざるを得ない。果してそうだとすれば一体そのような「株主以外ノ者」が法律上は兎角、実在してゐるかである。勿論本件に關する限り実在しない。果してそうだとすれば、(8)の「株主以外ノ者」は、いわゆる亡者であるといえるべく、即ち、改正法案は亡者を対象として立案したことになる。まさに言語道斷の最たるものといえる。又、「有利ナル発行価額」は前述の如く、時価より一〇%ないし二〇%以上高い価額を指摘してゐるものといえる。著しく株主の利益を侵害する改正法案であるといわざるを得ない。なぜならば改正法案の裏をかえせば時価より二〇%まで株主に損害を与えても、法はこれを是認するという結論に到達するからである。又、(2)の高裁判決は、「商法第二八〇条の二第二項の法意は、新株発行の公正を保証するものである」ともに当

該新株の発行を受けることから排除されることによつて蒙る株主の損害をも保証する趣旨の判断をなされている。要するに本改正法案は、判例の法源をも完全に無視して立案して提出した暴挙という外はない。かてて加えて取締役をして商法第四八六条の特別背任を暗に助長する結果を招来している。本改正法案こそは、まさに改悪の二字に尽きると反駁する。

四 立法理由中「株式会社は資金調達を容易にし、その方法を適正にするため」と諭示しているが、諸願人は、しからずと否定し、その理由を次の如く明らかにする。

(1) 証券会社に一括買取り引受け方法は極めて非なるものである。

(2) 先づ、左記の立法理由に逆行している。

「以上の如く、株主以外の者に対し、新株の引受権の付与に関する規定(註、二八〇条の二第二項)を嚴重に定めた所以のものは、法律上当然には株主は、新株引受権を有しなくなつた代償としての株主保護の措置で、又、株主以外の者に新株の引受権を付与する場合を極力抑制し、かつ、包括的(註、一括買取り引受け)に新株引受権を与えるようになるおそれを除くことという趣旨で、会社の其の利益のために特別に必要である者に限つて、株主以外の者に新株の引受権を与えることとした。即ち、第二八〇条の二第二項中に取締役が、株主總會における理由開示を要するの趣旨も、又、更に以上にある。」

(3) 「親引け」をする機会を与える。

「親引け」とは、新株発行に當り、発行会社と証券会社間に買取り引受け契約を締結する際の裏の密約の一つである。例へば株主以外の一〇〇〇株を証券会社に買取り引受けさせる、そしてそのうちの一〇〇株につき時価と買取り引受け価額の差額(一〇%×二〇%)を発行会社の取締役がリベートする内

容のものである。そして、この密約は現在の株式譲渡方法では絶対という字を使用してよい程露見しない。そして、その金は勿論、脱税の対象物である。そしてその金は、或いは、取締役の旧株式の払込金に充当されることもあろうし、他に、贅沢な生活費の財源をもまかなわれよう。更に又、闇の政党献金等に提供する等の、いわゆる悪事のできる温床を与えることになる。

註 経団連を中心とする財界が、敢て確定判決に挑戦し、執拗に商法を改正して買取り引受けの立法化を意図するところは、或いは、買取り引受けの妙味を、なお続けたという所存であるとも憶測できる。

(4) 一般株主は買取り引受けを甚だしく敬遠している。即ち、

(A) 日本経済新聞(36・6・14) 投資相談中に、「ただ、大量公募したり株主の不利益になるようなことを堂々とやっている会社だと、会社の成長性とは別に、株主のうえでは、あまり大きな値上りに期待することはむづかしい。」

(B) ビール三会社のうち、キリンビールは買取り引受けを行ったことは、かつてない。専ら株主額面割当の方法である。他の二社は買取り引受けを行った。この事實は価額の上で次の如く開きをつけている。この事實は、買取り引受けを一般株主は敬遠している実証である。

キリンビール 三四八円
朝日ビール 二〇二円
サッポロビール 二二〇円

(C) 株式の需給のアンバランスを招来し株主の暴落の因を作る。即ち、大衆証券投資家の懐具合を無視して取締役会の決議のみで行うことができるため、膨大な過剰新株の発行となり、それが原因して株主の暴落を引き起し、遂に共同証券等を設立し、株式のたなあげ措置を講じ、かつは増資新株発行を制限す

る等をして、かろうじて経済危機を救つた事例は生々としてゐる。立法理由はこの事實を正視しないで「株式会社は資金調達を容易にし」とは、人を喰つていふ程があると反駁する。

(5) 買取り引受け方法は、株主の好況のとき、即ち、証券会社が買取り引受ければ必ず儲かるという見透しのついたときだけに行われるもので、株主の低調な場合の増資新株発行の場合には発行会社の直接募集に委せ、高見の見物をしてゐる。この事實は、買取り引受けは、証券会社の利益目的のために考へた、日本独特の新株発行の方法である。だから株主にとつては百害あつても一利なしといふのである。

(6) 一般株主が、買取り引受け方法を敬遠する根本理由

日本軍国主義再発の根源を除去する一手段として占領軍は日本国民の生活水準を連合軍の最下位であるインドの下に置こうとし、財閥解体等極めて不自然な政策を強行し、着々としてその実行が進められた。ところがその後米ソの対立はいよいよ表面化し、遂に日本を直接占領して米國は当初の占領政策(ポツダム宣言)を、いわゆる百八十度転換し、アジアにおける強力な、協力国たらしめんとし、日本経済の復興促進を計画した。即ち、経済界、産業界は、機軸を激変した。けれども人の血液にも比する資金は財閥解体等によつて皆滅し、一つに大衆の保有する資金を資本市場に導入する以外になかつた。これが資本調達市場が大衆化した始まりである。

そしてパチンコ、競輪、競馬等のいわゆる賭事を嗜好する大衆を株式投資市場に導入する方向を考え、それが成功した。即ち、株主に額面価額と時価の差益金(プレミアム)獲得の妙味を味わせつつ、資本調達市場に導入した。これが、又、日本の資本調達市場が投

機の場合として発展するようになった。勿論これが事實たる慣習となつて厳存するに至つた。けれど現在の株主構成原因は右のプレミアムに由来するようになった。故に株主にとつては新株引受権は、目とも取りかえてもよい程貴重な存在である。即ち、この新株引受権を株主以外の者に持つていかれることは投資の目的を真向うから裏切るもので、株主にとつては堪へがたい苦痛である。即ち買取り引受け方法を敬遠する原因は實にここにある。

五 買取り引受けに、はるかに勝る阪田方法がある。

(4) 阪田方法とは、大阪の、インキ製造会社阪田商會が昭和三六年中に行つた新株発行の一つの方法である。即ち、株主割当以外の分の六〇万株を一株一五〇円(額面価額五〇円)で株主平等割当(二八〇/四)を行つたもので、買取り引受け方法の場合に証券会社に時価より一〇%×二〇%割けさせる分を直接株主に与える方法である。

(A) 右に對し鈴木竹雄教授はジュリスト第三三三號、株式公募の問題点で

「鈴木、この前の共同研究のときに、いろいろな形の公募が出つた情勢を見て、私どもの大体的考え方としては、株主に割当の場合必ず額面で発行する必要がある。むしろ若干のプレミアムをつけた発行額で、株主に割当てる方向にいくのが法律的にも、疑義がないし、また実際の取り扱いの上でも簡単に費用も要らないから、あらゆる意味で妥當じやないかと考えたのだけれど、それに一番近い形が今最後にいわれた阪田商會のやり方だろうと思ひます。というのは、証券業者に引き受けをさせるという段階を省略して、引受権を株主に直接与えるという形なので、そこにはほかのものと非常な違いがあるわけです。これについて証券業

界にいろいろ批判があるということを持た
だいまおっしゃいましたが、証券会社で
は、どのような批判をしているのです
か。

竹中 現状では時期尚早というわけです。
ちよつと法律論からはずれるかと思うの
ですけれども。

三戸岡 阪田方式のときは、証券会社に相談
する余地はなかったというので、証券会
社は非難するということですか。

竹中 非難というとは強く聞こえ過ぎるのです
けれども、やや、時期尚早ではないかと
いう批判をいいます。

三戸岡 額面価額を超える発行価額によつて
株式を、株主に引受け権を与えて割当て
る方式がどうして時期尚早なのか判らな
い。

(B) 右竹中氏の発言から見ても、証券会社が阪
田方式を批判する理由は、阪田方式にされて
しまえば、発行価額と時価の差額一〇%、二
〇%及び高率の手数料(横河の場合は一株に
つき九円)の獲得の原因を失うからである。
この事実こそ買取り引受け方法は証券会社の
利益追求の手段であることがはっきりしてい
る。

(C) 米岡でも時価発行の場合阪田方式に等しい
株主割当を採用している。
一九五二年中に行つたアメリカン・カン社
の増資新株発行の場合は、発行済株式九八
九、五九九株に対して一〇%の新株発行を
行つた。そして時価より一五・三%低い発行
価額で株主割当をした(日本の商法第二八〇
条の四)。

註 アメリカン・カン社の場合の、時価より一
五・三%低い発行価額を見て、ややもすれば
日本の場合の買取り引受け方法上、時価より

一五・三%低いことが恰も合理的発行価額の
ように錯覚を招くこともある。けれども日本
の買取り引受けの場合は、株主以外の者の証
券会社が一五・三%利すること、換言すれ
ば、株主は一五・三%の損を蒙ることにな
る。ここに問題がある。アメリカン・カン社
の場合は、株主割当であるから、株主が一
五・三%時価より低い発行価額で株式を取得
し、株式上の直接の利益を得ようが、時価に
相当する払込みをし、株式分割上の利益を得
ようが五十歩百歩で、このような場合は、会
社と株主の利害は原則として対立しないから
である。

六 結 論

(1) 請願の趣旨記載の商法の一部を改正する法
律案は、経団連を中心とする財界の強い要望
により、いわゆる政府に圧力をかけ政府を動
かし、而して、提出に至つた事情は既に申し
述べた通りである。

(2) 請願人は、経団連を中心とする財界であ
うとも、名もない一国民であろうとも、要望
する事業が皆つて公共の利益にあてはまるも
のである。堂々と政府に要望し、時には圧
力をかけて政府を動かすことも、むしろこの
ようなことは、民主主義政治の常道であると
思料する。この意味からして経団連を中心と
する財界が政府に圧力をかけたそれ自体に批
難攻撃をするものでない。

(3) しかしながら、経団連を中心とする財界、
いわゆる彼等が政府を通して商法の一部を改
正する法律案を提出せしめた根本は、彼等が
永年に渉つて強行してきた買取り引受け方法
は慣習法が形成されているのだから、商法第
二八〇条の第二項の手續きを履践する必要
はないと主張するにあつた。ところが、既に
詳述した如く、判決は彼等の主張をしりぞ
け、即ち、第二八〇条の第二項の手續きを履
践しない買取り引受け方法は商法に違反する
ものであると判断された。

(4) 一体法治国家の国民、とくに経団連を中心
とする財界の方々こそは、総てにおいて国民
の師範たるべき位置にある。その者が、四つ
の高裁、しかも同一趣旨の判決に対し、一応
は服し、かつ、反省すべきである。

(5) ところが彼等は、彼等の主張を誤りである
が如く解せられる法律は、直ちに改正してし
まへ、即ち、法律を改正して、彼等の主張を
合理化せんとする意図のもとに要望したこと
が、本改正法案提出の、そもそもである。

(6) それならば、経団連を中心とする財界が商
法の一部を改正するの要望自体、誓つて公共
の利益に叶つてゐるものか、否否それは既に
詳述した如く、証券会社たる株主以外の者に
特に有利な発行価額で新株の発行を認め、株
主に大きな不利を蒙らしめるうえに、発行会
社の取締役に「規引け」の機会を与えること
になる。

(7) 又、一般株主が買取り引受け方法をいかに
敬遠しているかは、既に詳述した如くで、そ
の事実が株価の低落によつて実証されるもの
で、この点極めて重視すべきことである。

(8) 立案理由「株式会社の資金の調達を容易に
し」とあるが、株主の犠牲において、かつ、
証券会社の利益と、発行会社の取締役の、い
わゆる私利を満すことを前提として株式会
社の資本の調達を期せんとするが如きは、前述
株式会社の設立の本義からして到底許される
ものでない。

(9) 現行商業を現存し、即ち、買取り引受け方
法によらなくても、前述阪田方式を採用すれ
ば、株主の満足する株式会社の資本調達が極
めて容易、しかも明朗化されつつ資本市場は
繁榮する。政府はこの際すべからず阪田方式
を奨励するよう行政指導をすべきである。

(10) 阪田方式の利益
①商法第二八〇条の第二項の手續きを要し
ない。②証券会社に有利な価額で発行する分
を株主に与える。③証券会社に支払うべき高

額の手数料を支払ふ必要はない。④手續きも
極めて簡素化される。即ち、株主額面割当の
分の株式申込証と、プレミアム分(公募)の
株式申込証とを同封して株主に送付する。

⑤株主は、発行価額に相当する申込証拠金
を、申込証提出と同時に取扱金融機関に支払
う。この事実、申込期日(支払期日前)に
事実上増資は成立する。⑥買取り引受け方法
の場合は、買取り契約成立と払込期日までの
間が大体三週間ある。そして買取り引受け契
約上は申込証拠金を条件としない。また払込
期日までの間に不可抗力の事態が発生すれ
ば、買取り引受け契約は破棄してもよい条件
が付されてある。このことは証券会社が現実
に払込を済すまでは心配なこと、万一その
ような事態が発生した場合は、増資は一頓挫
を招く。即ち、以上が買取り引受けの欠点の
一つである。

(11) 請願人は、声なき大衆株主の意を敢て買
つてで、買取り引受け方法の排除のために、
前述の如く、昭和三十六年から現在に至るまで
実に足かけ六年、裁判所に提出した正副書類
実に五十万字、又口頭弁論に立会ふこと百五
十回に及ぶとしております。どうか請願人
が今回の商法の一部改正案に思いつきの如き
簡単な考えで本請願に及んだものでないこと
を御了察下されまして、充分な御審議を賜
り、請願の趣旨の如き御議決を仰がんとする
ものである。

時間がかかつてはいかぬと思ひまして早口で言
ひまして、諸兄には十分に御了察願わかつたか
しれませんけれども、私はこの請願書を再三熟読
玩味したわけでありませう。もちろん、てにをは足
らざるところ、多少自分の体験上感情的ではない
かと思はれるところなきにしもあらず、しかし全
文を一貫いたします点は、はからずも私がこの請
願書を見る前に本委員会政府にただした二百八
十条ノ二第二項の欠陥を余すことなく摘出をいた
しておるわけでありませう。こういうことを考えま

すと、私は先般も申し上げましたが、政府からい
ただきました商法の一部改正案についての政府に
対して要望のあった団体、株主の意見、この種の
人たちの意見というものは、だれがどういふとこ
ろでくみ取られたのか、判断に苦しんでおる次第
であります。まず最初に政務次官に、この中島徹
君の真摯なる請願に對しまして所見を伺いたい
であります。

○山本利政府委員 たいだいま横山委員から読み
上げられました請願書について、細部にわたつ
ては私は把握することができなかったわけであり
ますが、さらに後に速記録を検討いたしまして、
省内の専門の係官においてもよく吟味してみな
ければならぬ点が多々あるのではないかと。とこ
ろの部分におきましては、横山委員も仰せら
れましたように、いささか感情的なこともありま
すし、単に経理連を中心とした経済団体の圧力に
屈して政府が提案したように述べてあつたように
思うのでございませうけれども、いやくも国家の
法律として立案いたしました際には、そういうよ
うな点はなかり考えますけれども、十分吟味した法
案にいたしましたも、各方面の意見というものは
十分に考えなければならぬことと思ひますので、
きよの読み上げられました請願書につきまして
も、すでに係官において答弁できます点もござい
ますし、もしできない点がございましてしたら、
十分に研究いたしたい、かように考へるのであり
ます。

○横山委員 大蔵省に伺いたのですが、この中島
君の主張の親引けについて先般ここで質問いたし
ましたところ、だれも満足すべき答弁をする人
がなかつたのであります。中島君の主張によれ
ば、「親引け」とは、新株発行に当り、発行会
社と証券会社間に買取り引受け契約を締結する際
の裏の密約の一つである。例へば、株主以外の
分、三〇〇万株を証券会社に對し時価より一〇
%、二〇%低い発行価額で買取り引受けさせる。
そしてそのうちの一〇〇万株につき時価と買取り
引受け価額の差額（一〇%、二〇%）を発行会社

の取締役にリベートする内容のものである。そし
て、この密約は現在の株式譲渡方法では絶対とい
う字を使用してもよい程露見しない。そして、そ
の金は勿論、脱税の対象物である。そしてその金
は、或いは、取締役の旧株式の払込金に充当され
ることもあろうし、他に、贅沢な生活費の財源を
もまかなわれよう。更に又、闇の政党献金等に提
供する等の、いわゆる悪事のできる温床を与える
ことになる。」この点についてどうですか。

○加治木説明員 正確に親引けとは何かというこ
とが、通説もないようでございます。社債の場
合、あるいは国債の場合、あるいは株の場合、い
ろいろ違ふようでありますが、いまそこで指摘さ
れてゐるようなことを親引けといふかどうか、私
は確信を持つてお答えすることはできませんが、
社債にしても、株式にしても、発行会社の意向に
従つて一般公募する株、ないし社債のうち、特定
の、この者に割り当ててくれないかというやうな
ことがあるわけでありませう。そういうことをどう
も親引けといふようでありませうが、一番問題にな
りましたのは、新株公開の際に、売り出しのこと
もありませうし、新たに増資しまして募集すること
もありませうが、その募集する新株あるいは既発行
の株で、これは特定の株主が大部分を占めてお
る、それを一般に公開することによつて上場基準
に該当するといふことで、上場を希望する場合に、
既発行の株の一定割合を売り出して公開にする、
公開株が一定の基準に達すると上場が認められ
るという前段階に売り出しといふことがあるわけ
であります。当時公開価額あるいは募集価額を上
回つて上場の初めの値段ができて、このことが問
題になつたようでありませうが、これはあくまで当
該発行会社の取締役、あるいは売り出しの場合で
すと、会社が売り出すわけではなくて、その会社
の大株主が売り出すわけでありませうけれども、そ
の売り出しの募集をする発行会社なり、あるいは
売り出しをやります株主との間で証券会社が値段
をきめて売り出ししない募集をするわけでありま
す。その売り出し価額、募集価額はいずれの場合

も均一の価額で行なわれております。特定の者に
特に安い値段で、公開価額と違つた値段でもつて
募集または公開をすることはしないように承知いた
してあります。いま、その価額が均一であつても
差額をリベートするのではないかといふことであ
りますけれども、公開なり募集の際には、募集価
額、公開価額の、会社との間あるいは株主との間
で仕切つた価額と、公開する価額あるいは募集す
る価額は同一の場合が大部分のようであります。
そのほかに証券会社のほうが手数料としてもら
う。したがつて、百円で募集する、あるいは百円
で公開する場合には、一般応募者には百円で渡し
てゐるわけでありませう。したがつて、引き受け価
額と募集価額、あるいは売り出し価額との間の差
額を証券会社がリベートするといふ形の引き受け
は、私はあまり聞いておりませう。それは同一の
価額で売り出したまたは募集いたしまして、別個に
手数料を証券会社がもらつておるようでありませ
う。したがつて、この時価との開きの部分をリ
ベートするといふことは、そういう形でありませ
うとあり得ないことにはなるのでありますが、しか
し絶対そういうことが行なわれていないかどうかと
いふことについては、私は承知いたしていません
といふことは申し上げられませうけれども、絶対に
いふかどうかといふことは私は十分承知いたして
おりませう。

○横山委員 そんなことをあなたはもういふつも
りでおつしやつてゐるのか知らぬけれども、私の
ようにならうとでも、あるのが普通であると思つ
ております。それはこの間、某地の証券会社のお家
騒動ではしなくも摘発された。結局はやみから
やみへ葬られたのですが、財務局がどういふつも
りでそれを処理したか私も知りませんけれども、
低い発行価額で請け負つて、それをなるべく一般
公募に回さないで、そして社長以下証券会社の身
内がなるべく多数とつて、また発行会社のほうへ
もそれをやつて、そしてすぐにそれを支払う、そ
ういふことなんですよ。だからぼくはその意味
で、公募といふのは何かといふことをこの間質問

したのである。公募といふのは不特定多数の人に売
るのだ、ただしその不特定多数の中に証券会社の
人たちがあるいは発行会社の人たちが入つていけ
ないといふことではなからう、けれども圧倒的部
分をそれからの人がもらつてしまつて、そして一
般大衆投資家には出さないといふことがその証
券会社で起つて、お家騒動になつたわけですよ。
私はその体験をもつてしまつても、またこの中島
君の親引け云々をもつてしまつても、またこの中島
君の買取り引き受けから始まるという説にほくも
賛成をするわけでありませう。

それから民事局長にお伺いをしたいのですが、
この中島君の調査したものによりますと、二十二
国会の法務委員会で政府答弁は、「この法律案に
おきましては、株主以外の者に新株引受け権を与
えるについては、取締役会の決議によるのみなら
ず、株主総会の特別決議をもつて、その新株引
受けの目的となる株式の額面無償の別、種類、数
及び最低発行価額を定めなければならぬものと
したのであります。」と、きまつて明白なんです
ね。それにもかかりませう、この法の運用に際
して裁判されたに。裁判されたに。この場合に、
政府のそれに対する説明の他があつたものではな
かつたか。この間の私の質問に對してもやや明確
さを欠いておるという感じを受けたのですが、こ
の第二十二国会衆議院法務委員会議録第七号によ
る解釈はいまもおかつ変わりはないでしやう
ね。

○新谷政府委員 商法二百八十条ノ二の規定の改
正に際しましての答弁だと思ひますが、これは当
初、昭和二十五年に改正いたしましたときには、
定款によつて新株引き受け権を与へ得るものを定
めることができるわけでありまして、そういう場
合には、その定款の規定に基づいて取締役会で自
由に定めることができるという簡単な規定だつた
わけでございます。ところがいろいろの意見もあ
りましたため、株主保護という観点から、もう少
しその権限を制約すると申しますか、全く自由の

形にしないで、もう少し株主総会の決議なり何なりにかけるのが相当ではあるまいかというので、二十五年に改正されまして、現行法のように「引受権ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類、数」そういうものを特に明らかにすることになったわけでございます。したがって、この規定の形式を見ますと、株主に新株引き受け権を与えることはむろん取締役会の自由でございますけれども、それ以外の第三者に与えます場合には株主総会の決議が必要であるというところは、形式論としても当然のことです。したがって、二十二年国会におきましてそのような趣旨の答弁がなされたこともまた当然のことであろうと私は考えるわけでありませう。

○横山委員 それではなぜか明白なる問題が三十六年以來約五年近くにおわたって裁判で争われるのか。その際に、法務省の見解ないしは立法の趣旨その他を聞かれたことではないかと思うのですが、明白にいまあなたがおっしゃったようなことを裁判所へ言うたのですか。

○新谷政府委員 そのように申した事実はないようでございます。

○横山委員 照会もありませんでしたか。

○新谷政府委員 なかったと思います。

○横山委員 大蔵省はこの第三者に対する買い取り引き受け等について、その二百八十条ノ二の二項の解釈について、法務省と見解の相違はありませんでしたか。

○加治木説明員 地方裁判所の判決が出ましたときに——まだ判決が確定しなかつたと思うのですが、いろいろ学説上の争いがあるというふうにわれわれは承知いたしておたのであります。大蔵省として統一見解を出すべき筋合いのものでもありませんが、大蔵省事務局で検討しましても、いろいろな相反する学説等は、それぞれ理由があるような気がします。しかし、いづれにしても、そういう問題のあるやり方はしないようにということで業界を指導いたしております。

ます。大蔵省として法務省との間で見解を統一したことは私はないと思ひますが……。

○横山委員 見解を統一する、しないの問題でなく、この立法趣旨並びに提案理由が明白に株主総会の議決を求めるということになつておるので、すから、何か大蔵省が第三者のごとき顔をして、そういう学説があるからあまり問題のあるようなことをするな、つまりなるべく株主総会の議決を経るようにしろという行政指導をしておつたとすれば、それは怠慢ではありませんか。

○加治木説明員 買い取り引き受けならば、特別決議がない以上は買い取り引き受けの形での契約をしないように、こういう指導でございます。

○横山委員 それにもかかわりませず、株主総会の特別決議を経ないで買い取り引き受けをしたところは、いづいぶんあつたわけでございますね。それに対してどういふ措置をとりましたか。

○加治木説明員 そういうことをやりました例は、判決後はおそらくないと思ひます。それまでにはあつたと思ひますが……これは学説をここで御披露するつもりはありませんが、いろいろ学説が分かれておつたように承知いたしております。

○横山委員 学説に關係なくて、法務省の見解はきわめて明白で、法律もきわめて明白な言い方をしておるのですから——私も先般、大蔵委員的な感覚と法務委員的な感覚とにときどき矛盾を感じると言つたのですけれども、こういう法律論争になつてきた場合には、法務省の見解はきわめて明白、大蔵省は行政官庁としてまあ商慣習を尊重するといふようなあり方というものは、これは許されぬ。現にこういうことで紛争が起きておるとするならば、学説がどうのこうのという問題ではなくて、政府の見解として明白なのだから、それはきちんとした態度をとらなければいかぬ。とらぬからこゝういふ裁判されたになつて、そしてあげくの果ては、中島君の言うように、そんなことなら法律を改正してやつたらか、實際きめた法律が間違つておつた、實際に合はぬ、だから實際に

合うように法律を変えてやろ、こういうことになつたのではありませんか。

○加治木説明員 買い取り引き受けという形でも實質上は募集の取り扱いと変わらないので、當時慣習に従つてやつておりますことを、違法であるといふことを積極的に大蔵省できめつけるだけの自信がなかつたといふことでございます。しかし、あの判決が出ましたあとは、そういう違法の取り扱いにならないようにという指導をいたしつつあるわけでございます。

○横山委員 二時から本会議だそうでありませうから私やめますけれども、そういうきわめて違法性がある問題を、大蔵省としてはまあほかつておくとしたような態度をとられるから、ここに法律と實際の矛盾が起つて、そして中島君が言うように経団連が圧力をかけて、實際はどうにもならぬ、どうにもならぬから法律を改正してくれ、それならそうしようか、そういうことでは法の信頼感というものは浮かばぬ。

時間もありませんから、きょうはこの程度で……。

○大久保委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。

次会は、明十五日前十時から理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四十三分散会